

平成20年9月17日（水）

枚方市議会 全員協議会 記録

枚方市議会全員協議会 会議録目次

平成20年9月17日（水）

| | |
|---|----|
| 出席議員 | 1 |
| 出席理事者 | 1 |
| 事件名 | 1 |
| 開議宣告（午前10時1分） | 3 |
| 全員協議会の傍聴並びに撮影を許可する旨の出井 宏議長の発言 | 3 |
| 竹内 脩市長のあいさつ | 3 |
| 案件1 談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について | 4 |
| 案件2 「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について | 4 |
| 案件3 新病院の整備について | 4 |
| 長沢秀光総務部長の説明（案件1） | 4 |
| 横田 進財務部長の説明（案件2） | 9 |
| 寺農 斉公共施設部長の説明（案件3） | 10 |
| 案件1、案件2及び案件3に対する質問 | 15 |
| 2回目以降の質問については発言席からの発言とする旨の出井 宏議長の発言 | 15 |
| 小野裕行議員（公明党議員団）の質問 | 15 |
| 各審議会の在り方を各委員の活発な議論の中から答えを導き出すものに変えるべきことについて | |
| 事業費の積算等に係る改善策のうち策定完了の枚方市公共建築工事積算基準・共通費積算基準と継続実施の他の改善策との整合性について | |
| 談合防止の観点から市場単価に基づく積算を行い適正な価格設定を行うよう積極的に取り組むべきことについて | |
| 枚方市談合情報対応マニュアルや契約約款の見直し内容における徹底した事業者への周知及び行政内部での取り組みの必要性について | |
| 入札監視員の氏名や経歴の公表について | |
| 入札監視員に検察OBを起用することについて | |
| 本市職員に公務員としての規範意識を備えさせる研修の実施について | |
| 本市議会としての有識者による外部調査委員会の設置及び同委員会の報告に基づく本市議会のコンプライアンス体制構築の法的根拠について | |
| 石本建築事務所に対し本協議会で示された処分よりも厳しく対応すべきことについて | |
| 談合事件を市民の目線で解決しようとする思いが行政に必要であることについて | |
| 井原基次理事兼企画財政部長の答弁 | 17 |
| 寺農 斉公共施設部長の答弁 | 17 |
| 横田 進財務部長の答弁 | 17 |
| 長沢秀光総務部長の答弁 | 18 |
| 小野裕行議員の再質問 | 19 |

| | |
|---|----|
| 事業費積算に係るさまざまな事例調査及びよりよいルール作りへの取り組みについて要望 | |
| 本市議会として法令順守を図るためのシステムを市民に示せるよう検討することについて要望 | |
| 談合事件に係るすべての情報を市民にわかりやすい方法により積極的に提示することについて要望 | |
| 有山正信議員（公明党議員団）の質問 | 20 |
| 市民アンケートや医療ニーズ基礎調査の結果が新病院整備計画にどのように反映されているかについて | |
| 新病院整備総事業費として約165億円を見込んだ根拠について | |
| 新病院整備事業費に係る企業債償還の過程で健全財政を確保する見通しについて | |
| 自治体病院の医師・看護師不足が社会問題化する中での新病院における医療スタッフ確保策について | |
| 新病院の整備・運営手法としてPFIや地方独立行政法人化等の手法を採用することに対する現時点での検討結果について | |
| 久野邦広健康部長の答弁 | 20 |
| 人見泰生市民病院事務局長の答弁 | 21 |
| 井原基次理事兼企画財政部長の答弁 | 21 |
| 有山正信議員の再質問 | 22 |
| 新病院における具体的な看護師確保策を取りまとめ本市議会に報告するよう努力することについて要望 | |
| 新病院の財政運営を健全化するための方策について | |
| 新病院の整備及び運営における民間活力の活用並びに新病院の地方独立行政法人化に対する本市の考えについて | |
| 小池正明病院事業管理者の答弁 | 23 |
| 有山正信議員の再質問 | 23 |
| 新病院の財政健全化を踏まえた先進的な整備・運営手法を採用することに対する市長の見解について | |
| 竹内 脩市長の答弁 | 23 |
| 松浦幸夫議員（民主連合議員団）の質問 | 24 |
| 東部清掃工場建設工事に適用した積算基準について | |
| 石本建築事務所の契約違反により被った本市の損害等の状況について | |
| 市民病院の経営が長期財政フレームどおりに行えるか否かについて | |
| 医師・看護師確保に向けたプランの作成及び実施について要望 | |
| 寺農 斉公共施設部長の答弁 | 24 |
| 人見泰生市民病院事務局長の答弁 | 25 |
| 松浦幸夫議員の再質問 | 25 |
| 一般的工法で建設された東部清掃工場の設計において石本建築事務所が大林組に協力を求めた理由について | |
| 横田 進財務部長の答弁 | 25 |
| 松浦幸夫議員の再質問 | 25 |
| 実務に即した談合防止策の構築について要望 | |

| | |
|--|----|
| 広瀬ひとみ議員（日本共産党議員団）の質問 | 26 |
| 「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答を巡る一連の経過を振り返っての本市の対応及び市長の姿勢について | |
| 談合の要因の一つと考えられる設計協力に対する本市の認識について | |
| 新病院建設に係る発注手法を検討する場の在り方について | |
| 横田 進財務部長の答弁 | 27 |
| 寺農 斉公共施設部長の答弁 | 27 |
| 広瀬ひとみ議員の再質問 | 27 |
| 「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」に係る調査を怠ったことに対する市長の責任について | |
| 談合につながる守秘義務違反等の契約違反に対する契約約款の規定内容について | |
| 新病院に係る基本・詳細設計の実施年度について | |
| 新病院整備総事業費の精査方法について | |
| 具体的な医療機器等が新病院整備実施計画に示されるか否かについて | |
| 公立病院建設を巡る談合の有無等の状況及びその状況把握のための調査実施の有無について | |
| 休憩（午前11時57分） | 28 |
| 再開（午後1時1分） | 28 |
| 横田 進財務部長の答弁 | 28 |
| 寺農 斉公共施設部長の答弁 | 28 |
| 竹内 脩市長の答弁 | 28 |
| 広瀬ひとみ議員の再質問 | 29 |
| 新病院建設に向け過去及び今回の談合事件の経験を生かしてコンプライアンスを徹底し市民の期待にこたえることについて要望 | |
| 談合事件の真相解明に向け公判で明らかになった諸点を本市が積極的に調査することについて | |
| 契約違反発生時の賠償率をあらかじめ契約約款に定めることについて | |
| 横田 進財務部長の答弁 | 29 |
| 竹内 脩市長の答弁 | 30 |
| 野口光男議員（日本共産党議員団）の質問 | 30 |
| 案件2の資料1に記載の「工事関係者」の具体について | |
| 案件2の資料1に記載の「工事関係者」の具体を石本建築事務所に確認を行ったか否かについて | |
| 案件2の資料1に記載の石本建築事務所が「大林組外の第三者に対し受託業務の一部を下請けさせた」の具体について | |
| 石本建築事務所は工事関係者に提供したデータが今回の談合事件に使用されることを認識していなかったことに対する本市の見解について | |
| 本市代表監査委員職務代理者と総合契約検査室に対する石本建築事務所の回答は齟齬がなかったとする理由について | |
| 石本建築事務所を指名停止処分にした理由で述べた「一連の行為」の具体について | |
| 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱の別表10（1）の「不正又は不誠実な行為」の具体について | |

| | |
|---|-----|
| 石本建築事務所が再三の市の調査に対して虚偽の回答を行った理由を市として問いただしたのか否かについて | |
| 石本建築事務所と大林組の関係を明らかにする必要性に対する本市の見解について | |
| 石本建築事務所の守秘義務違反による本市への損害について | |
| 各審議会の透明性を高める制度の確立の必要性について | |
| 契約における予定価格・設計金額設定方法の改善について | |
| これまでの高落札率の契約案件について傾向を分析し、談合防止策を検討することについて | |
| 内部通報制度の早期制度化及びその通報先を外部の法律事務所等に設定することについて | |
| 横田 進財務部長の答弁 | 3 2 |
| 井原基次理事兼企画財政部長の答弁 | 3 3 |
| 寺農 斉公共施設部長の答弁 | 3 3 |
| 長沢秀光総務部長の答弁 | 3 3 |
| 野口光男議員の再質問 | 3 4 |
| 9月13日付の石本建築事務所に関する新聞記事に対する本市の見解について | |
| 9月13日付の石本建築事務所に関する新聞記事に係る同社への内容確認について | |
| 石本建築事務所が設計の一部を再委託したことに対する本市の見解について | |
| 竹内市長就任後に談合事件の真相究明に向けて出した指示内容について | |
| 石本建築事務所に対する本市の調査が談合事件の真相究明でない場合に本市はこれまで何をしてきたのかについて | |
| 第2清掃工場における談合事件の調査を目的とした外部委員会を設置することについて要望 | |
| 契約・入札制度の改革及び新たな調査を実施して談合対策を示すことについて | |
| 横田 進財務部長の答弁 | 3 5 |
| 竹内 脩市長の答弁 | 3 5 |
| 野口光男議員の再質問 | 3 5 |
| 再度、石本建築事務所が設計の一部を再委託したことに対する本市の見解について | |
| 石本建築事務所の守秘義務違反による本市への損害の調査の必要性について | |
| 刑事訴訟の判決を待つのではなく可能な範囲で調査するという姿勢を市長が示すことについて | |
| 寺農 斉公共施設部長の答弁 | 3 6 |
| 横田 進財務部長の答弁 | 3 6 |
| 竹内 脩市長の答弁 | 3 6 |
| 堀井 勝議員（民主市民議員団）の質問 | 3 6 |
| 案件1の資料に記載の「総合評価方式の研究、検討」の結論を出す時期について | |
| 入札監視委員会の業務改善について | |

案件1の資料に記載の「審議会の原則公開及び会議録の全面公開」の保証について

平成19年11月28付で送付した調査文書の中身及び送付した部署について

平成19年11月28付で送付した調査文書の回答を受け取った部署及びその内容を行政内部でどのように取り扱ったのかについて

平成20年4月8日に石本建築事務所から受けた本市の再調査への回答内容に納得したのか否かについて

石本建築事務所に設計業務を委託してから刑事確定訴訟(写)によって判明するまで同社にだまされ続けたことに対する本市の見解について

石本建築事務所による事前申し出があれば入札前でも工事関係者への設計資料提供を承諾したのか否かについて

案件2の資料1に記載の「大林組外の第三者に受託業務の一部を下請けさせた」ことを石本建築事務所に確認したか否かについて

案件2の追加資料2に記載の石本建築事務所への本市の事前聴取は内容も含め適切であったか否かについて

新病院の整備に当たっての「災害時の医療拠点を目指す」の具体について

小児・産科医療の充実について

新病院整備実施計画のコンサルティング会社への委託において石本建築事務所による守秘義務違反事例に類するような事態が起こらないための保証の確立について

| | |
|-----------------|----|
| 横田 進財務部長の答弁 | 38 |
| 長沢秀光総務部長の答弁 | 39 |
| 寺農 斉公共施設部長の答弁 | 39 |
| 人見泰生市民病院事務局長の答弁 | 40 |
| 堀井 勝議員の再質問 | 40 |

談合防止対策に向けた総合評価方式の検討について要望

入札監視員の氏名及び議事内容の公表等を議会への報告の際に添付することについて要望

情報公開のさらなる推進について要望

今回の談合事件の反省及び謙虚な気持ちを持った本市の対応について要望

石本建築事務所の守秘義務違反は談合幫助に値するののかに対する本市の見解について

今回の談合事件で失った行政への市民の信頼回復をどのように果たしていくかについて

北河内唯一の公的・拠点病院としての市民の期待にこたえられるような新病院建設について要望

新病院整備実施計画のコンサルティング会社への委託が談合につながらないように十分に注意を払うことについて要望

| | |
|-------------------|----|
| 横田 進財務部長の答弁 | 42 |
| 竹内 脩市長の答弁 | 42 |
| 池上典子議員(改革市民会議)の質問 | 42 |

案件1で示した談合防止対策の改善策が実施されれば、今回の談合事件は起きなかったか否かについて

本市のすべての審議会委員の女性比率を40%以上に設定することについて

| | |
|---|-----|
| 石本建築事務所から9月4日に申し出があった謝罪金の法的な位置付けについて | |
| 新病院整備総事業費の165億円は土地、建物、医療機器等をすべて含んだ額か否かについて | |
| 新病院整備総事業費の充当財源等の見込み額について | |
| 入札における総合評価方式を慎重に検討することについて要望 | |
| 新病院と現在の市民病院を比べた場合の総床面積の変動、具体的中身及びその理由について | |
| 新病院内の院内保育所の実施に向けた運営方法等の研究について要望 | |
| 現市民病院で行われている感染病床の運用状況について | |
| 感染病床を法的に設置する義務があるか否かについて | |
| 感染病床を新設する場合の補助の具体について | |
| 医師・看護師不足解消への戦略について | |
| 現市民病院長の新病院整備に向けた決意について要望 | |
| 新病院で実施予定である緩和ケアセンターの具体及び在宅医療等も含めた緩和ケアの考え方について | |
| 新病院建設に際して周辺自治体に対し建設費用の応分負担を求めることについて | |
| 長沢秀光総務部長の答弁 | 4 4 |
| 岸 弘克市長公室長の答弁 | 4 4 |
| 横田 進財務部長の答弁 | 4 4 |
| 人見泰生市民病院事務局長の答弁 | 4 5 |
| 寺農 斉公共施設部長の答弁 | 4 6 |
| 久野邦広健康部長の答弁 | 4 6 |
| 池上典子議員の再質問 | 4 6 |
| 審議会委員の女性比率を40%に設定することについて要望 | |
| 持続可能な病院経営の将来的な見通しの必要性について要望 | |
| 法的義務のない感染病床等の事業精査の必要性について要望 | |
| 新病院建設に際して周辺自治体に対し建設費用の応分負担を求めることについて要望 | |
| 休憩（午後2時40分） | 4 7 |
| 再開（午後2時56分） | 4 7 |
| 千葉清司議員（自民党清和会）の質問 | 4 7 |
| 談合防止の構築に向けた今後の取り組みについて要望 | |
| 新病院整備実施計画策定委託料の用途内容について | |
| 新病院建設における配置計画図内の民有地の用地買収について | |
| 寺農 斉公共施設部長の答弁 | 4 9 |
| 人見泰生市民病院事務局長の答弁 | 5 0 |
| 千葉清司議員の再質問 | 5 0 |
| 市民意見を十分に鑑みた新病院建設について | |
| 小池正明病院事業管理者の答弁 | 5 1 |

| | |
|--|-----|
| 千葉清司議員の再質問 | 5 1 |
| 環境性、利便性、広域性及び将来的な視点に立った新病院の建設について要望 | |
| 市民協働・参加の新病院建設について要望 | |
| 榎本正勝議員（自由民主党議員団）の質問 | 5 3 |
| すべての審議会の会議録公開に当たっての発言者の記録方法及び公開時期について | |
| 審議会の会議録を公開するに当たって活字がひとり歩きするような危険性はないのか否かについて | |
| 結審した大林組関係の談合事件において石本建築事務所の関係者が証人として証言したか否かについて | |
| 石本建築事務所が今回の守秘義務違反で起訴されたか否かについて | |
| 長沢秀光総務部長の答弁 | 5 3 |
| 横田 進財務部長の答弁 | 5 3 |
| 散会宣告（午後 3 時 3 1 分） | 5 4 |

枚方市議会全員協議会 会議録

平成20年9月17日（水曜日）

出席議員（33名）

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 榎本正勝 | 13番 岡沢龍一 | 24番 大隈恭隆 |
| 2番 前田富枝 | 14番 高橋伸介 | 25番 岡林 薫 |
| 3番 高野寿陞 | 15番 池上典子 | 26番 有山正信 |
| 4番 野口光男 | 16番 伏見 隆 | 27番 大森由紀子 |
| 5番 広瀬ひとみ | 17番 福留利光 | 28番 小野裕行 |
| 6番 石村淳子 | 18番 梶田義則 | 29番 池上公也 |
| 7番 伊藤和嘉子 | 19番 大塚光央 | 30番 出井 宏 |
| 8番 中西秀美 | 20番 野村生代 | 31番 森 裕司 |
| 9番 西村健史 | 21番 三島孝之 | 32番 河西正義 |
| 11番 堀野久兵衛 | 22番 鷺見信文 | 33番 西田政充 |
| 12番 千葉清司 | 23番 松浦幸夫 | 34番 堀井 勝 |

出席理事者

| | | | |
|-----------|-------|----------------|--------|
| 市長 | 竹内 脩 | 環境保全部長 | 伊丹 均 |
| 副市長 | 木下 誠 | 環境事業部長 | 西尾 和三 |
| 副市長 | 奥野 章 | 都市整備部長 | 脇田 隆男 |
| 教育長 | 南部 一成 | 下水道部長 | 池水 秀行 |
| 水道事業管理者 | 榎本志郎 | 公共施設部長 | 寺農 斉 |
| 病院事業管理者 | 小池正明 | 会計管理者 | 永田 久美子 |
| 理事 | 栗原正夫 | 水道局長 | 橘 保 |
| 理事 | 中東輝男 | 市民病院事務局長 | 人見 泰生 |
| 理事兼企画財政部長 | 井原基次 | 教育委員会事務局教育次長 | |
| 理事兼土木部長 | 梅崎 茂 | | 西村 俊雄 |
| 市長公室長 | 岸 弘克 | 教育委員会事務局管理部長 | |
| 市民安全部長 | 奥西正博 | | 木村 和子 |
| 総務部長 | 長沢秀光 | 教育委員会事務局学校教育部長 | |
| 財務部長 | 横田 進 | | 村橋 彰 |
| 地域振興部長 | 高井法子 | 教育委員会事務局社会教育部長 | |
| 健康部長 | 久野邦広 | | 梶原 正淑 |
| 福祉部長 | 藤澤秀治 | | |

事件名

1. 談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について
2. 「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について
3. 新病院の整備について

市議会事務局職員出席者

事務局長
事務局次長

山下 寿 士
伊 藤 隆

議事課長
議事課係長

五 島 祥 文
沖 卓 磨

(午前10時1分 開議)

○出井 宏議長 おはようございます。

早朝より議場に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまから全員協議会を開き、理事者から要請のありました談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について外2件の協議を行います。

○出井 宏議長 協議に先立ち申し上げます。

本協議会の傍聴並びに報道機関による撮影は、議長においてこれを許可します。

なお、本会議場に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる傍聴を許可します。御了承願います。

○出井 宏議長 次に、開催に当たり市長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。竹内市長。

○竹内 脩市長 おはようございます。

本日は、全員協議会を開催していただきまして、ありがとうございます。

本日の案件といたしましては、総務部、財務部、公共施設部からそれぞれ1案件ずつを上げさせていただいております。詳しい内容につきましては後ほどそれぞれの担当部長から説明させていただきますので、私の方では、各案件の概略について、述べさせていただきます。

まず、総務部の関係であります。談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況についてであります。

昨年5月に起こりました第2清掃工場の建設を巡る談合事件を受けまして、談合防止対策を構築することを目的として設置しました外部有識者による第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会から、これまでの検証結果として、本年2月25日に談合防止対策に係る提言をいただきました。この件につきましては、本年2月27日に開催していただきました全員協議会において報告させていただいたところでございます。

その後、4月10日に、庁内の談合防止対策等検討委員会から、外部委員会の提言に即した本市が取り組むべき談合防止対策の具体化について、進捗計画を含めた報告が出されたところであります。今回は、その報告後半年を経過する中で、現時点での進捗状況につきまして、改めて報告をさせていただくものであります。

具体の対応策のうち一部を挙げますと、契約事務関係の取り組みでは談合情報対応マニュアルの全般的な見直し、賠償金の率の引き上げ、入札参加資格の停止期間の見直しなど、情報公開とコンプライアンス関係の取り組みでは会議録の公開のルール化の整備など、具体的な対策を取りまとめております。今後とも具体の対応策を積み上げ、公正で清潔な市政の確立のため、あらゆる努力を払ってまいり所存であります。

次に、財務部の関係としまして、「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答についてであります。

仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託業務の受託者である株式会社石本建築事務所の守秘義務違反などの疑義につきましては、これまで2回にわたる調査を実施し、業者からは違反の事実がない旨の回答を得てきております。しかし、先般、市が入手した刑事確定訴訟記録によると、同社がこれまでの回答と矛盾する供述を行っていることがわかりました。そこで、改めて同社に対する調査を行いました結果、違反の事実を認める旨の回答を得

ましたので、報告させていただくものであります。

なお、同社に対しては、既に枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止・指名停止措置をとっており、また、同社からは、今回の守秘義務違反について謝罪金の支払いの申し出があり、9月9日にこれを受領しましたので、あわせて報告をさせていただきます。

最後に、公共施設部の案件としまして、新病院の整備についてであります。

新病院の整備につきましては、昨年7月に新病院整備計画（案）を議員の皆様にお配りして以降、厚生委員協議会に新病院整備計画の策定に関する報告を行わせていただいた上で、昨年12月の本会議で整備実施計画策定業務委託を行うための予算の承認をいただいたところでございます。

その後、病院事業の経営に関し必要な事項を調査審議し、意見を具申するために設置しています枚方市病院事業運営審議委員会におかれましても、市の整備実施計画策定作業に合わせて、将来の病院経営にとって最も重要な課題である新病院の整備に関する議論を重ねていただき、新病院の整備に向けての準備も進んできている状況にあります。

本日は、これまでの経過や新病院整備計画の内容を説明させていただき、整備実施計画の取りまとめに向けた現在の進捗状況、また今後の取り組みにつきまして、報告させていただくものでございます。

簡単でございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○出井 宏議長 これから協議に入ります。

「談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について」、「「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について」及び「新病院の整備について」の3件を一括議題とします。

理事者から順次説明を求めます。

まず、談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について、長沢総務部長。

○長沢秀光総務部長 案件1 談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について、御説明をさせていただきます。

資料につきましては、案件本体と資料関係に分けております。進捗状況の説明を行う中で資料の方を適宜引用させていただきますので、左右に並べてごらんいただければと思っております。よろしく願いいたします。

まず、案件本体1ページ目をごらんください。

1、経緯の部分は、昨年5月の談合事件から談合防止対策を具体化していくまでの経過につきまして、まとめております。

次に、2、進め方ですが、ここでは、談合防止対策を検討、具体化していくに当たり、実施段階における円滑な施行を確保する観点から、審議会等の設置関係及び情報公開とコンプライアンス関係はコンプライアンス推進検討委員会を、事業費の積算等関係は公共建築工事積算基準改定検討会議を、契約事務の取り組み関係は入札契約制度検討会議を立ち上げ、各々の場で議論を重ねてまいりました。

3ページをごらんください。

ここから13ページまでが、談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況についての報告部分となります。

まず、表の見方についてでございますが、左端の項目の欄は、外部委員会からの提言に即して、審議会等の設置、事業費の積算等、契約事務の取り組み、情報公開とコンプライアンスの4項目に区分しております。

その右、外部委員会からの提言内容の欄には各々の項目に関して出されました外部委員会からの提言の内容を、その右、改善策の内容／担当課／実施時期の欄には外部委員会からの提言ごとに庁内の検討委員会がまとめました談合防止対策の構築に向けた取り組みの内容を記載しております。

最後、進捗状況の欄には、庁内の検討組織において具体化いたしました改善策の内容を記載しております。

それでは、個々の項目に沿って、順次御説明させていただきます。

まず、3ページ上段をごらんください。

項目欄1. 審議会等の設置について、外部委員会から提言を受けています。

実質的、専門的な審議ができるように審議会等の設置段階において審議会等委員の選任区分を十分に審議する仕組みを確立することにつきましては、現在行っています在任期間、兼職、年齢、女性委員比率などといった委員就任に当たっての要件審査に加えまして、審議会等の設置に先立ち委員の選任区分について審議する仕組みを加味した選任手続に係るフローを整理いたしました。

別冊の案件1資料関係の表紙をめくっていただいて、資料番号の1をごらんください。

上半分、点線で囲みました部分が、今回追加する手続の部分となります。新たに審議会等を設置する際には、協議の場を設け、委員等の構成について庁内合意を図っていくことといたしました。

案件本体3ページ下段にお戻りください。

項目欄2. 事業費の積算等について、外部委員会から2つの提言がなされております。

まず、特殊な建築工事の積算における国・府等からの支援等の活用調査につきましては、国・府等から引き続き技術的な指導を求めてまいります。

また、他の自治体の積算事例の調査や民間マネジメントコンサルティングの実績等につきまして、現在、その情報の収集に努めているところでございます。

案件本体4ページ上段をごらんください。

公共建築工事に係る積算基準及び主要な設計単価の庁内統一化についてでございますが、まず、公共建築工事積算基準の策定につきましては、これまで旧建築課で営繕工事積算基準として運用し、事業関係課においても準用しておりましたが、庁内で統一されたものではないこと、また平成19年4月1日に国土交通省におきまして公共建築工事積算基準として改定されましたことを機に、本市が発注するすべての建築工事に適用する枚方市公共建築工事積算基準及び枚方市公共建築工事共通費積算基準を策定したものでございます。

次に、主要な設計単価の統一化につきましては、案件本体4ページ下段をごらんください。

地域性、緊急性を考慮した単価の調査につきましては、公共建築工事の工事積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定めました国土交通省の公共建築工事標準単価積算基準

をもとに、本市の運用指針の策定を行います。

主要な設計単価につきましては、建築工事市場単価方式調査研究会などの関係機関で調査、研究し、地域性等を考慮した市場での取引価格、いわゆる市場単価の導入を図り、また、他の価格につきましては、物価資料の掲載価格または製造業者、専門工事業者の見積もり価格等を参考に、関係する部署で検討し、決定してまいります。

案件本体5ページ上段をごらんください。

事業部門と予算部門におきまして技術的視点等に基づく協議を行い予算額を設定する手法の検討につきましては、平成20年度の予算査定時から協議を実施するフレームを構築したことから、当該フレームに基づき、今後も協議を継続実施してまいります。

また、両部門の意思疎通の強化を図るため、主に不特定多数が利用する市有の公共施設から、順次、短期修繕計画及び中・長期保全計画の作成に着手しているところです。

案件本体5ページ下段をごらんください。

公共施設の整備体制の見直しにつきましては、この4月の機構改革におきまして公共施設部を創設し、教育施設を含めた市有施設の建設、維持補修や事業費の積算、工事施行等の事務処理をより効果的かつ効率的に行うため、都市整備部建築課と教育委員会事務局管理部教育施設課の機能とを一本化いたしました。

案件本体6ページをごらんください。

ここからは、契約事務の取り組みについてでございます。

項目欄3. 契約事務の取り組みについて、外部委員会から5つの提言がなされております。この提言を踏まえ、府内の人口30万人以上の市や中核市、先進市など、21市に対し照会、調査を行い、改善策を取りまとめております。

資料番号の6をごらんください。これが、調査結果の概要となります。

もう一度、案件本体6ページにお戻りください。

6ページの①、②、そして7ページの④につきましては、談合情報対応マニュアルに関するものでございますので、一括して説明させていただきます。

まず、6ページ上段の①でございますが、捜査機関への通報につきましては、調査し回答がありました18市のうち16市が公正取引委員会への通報を定め、6市が警察への通報をマニュアルに定めております。今回の見直しでは、談合情報の入手時における具体的な対応内容を明記するとともに、公正取引委員会だけではなく、警察への通報を明記することといたしました。

次に、6ページ下段の②でございますが、談合情報対応マニュアルの検証につきましては、国土交通省の談合情報等対応マニュアルを基準に、他市の内容を参考にし、全面的な見直しを行いました。

また、談合情報の対応につきましては、入札監視員会議のほかに、庁内の関係部課長で構成する談合情報対応緊急会議を設けることといたしました。

案件本体7ページ下段の④をごらんください。

大型工事等における入札不調後の対応を事前に検証する仕組みの確立につきましては、予定価格が原則として1億5,000万円以上の工事入札において入札不調や不応札があった場合には、発注に係る書類等を確認の上で、公正取引委員会及び警察への通報、入札監視員

会議への報告を談合情報対応マニュアルに明記いたしました。

このような一定規模以上の工事において入札不調時における捜査機関への通報を定めた調査事例はございませんでしたが、新たな取り組みといたしまして、マニュアルに明記いたしました。

以上のことを取りまとめた資料が、資料番号の7番、8番となっております。

資料番号7番が今回改定をいたします枚方市談合情報対応マニュアルの全文となっており、その内容をフローとして示させていただきましたのが資料番号8となっております。

これら枚方市談合情報対応マニュアルの改正につきましては、本年10月1日付で市長通達を發し、ホームページで公表してまいります。

案件本体7ページ上段をごらんください。

入札方式の決定過程について客観的判断に基づいた規程等の外部からも検証できる仕組みの確立の具体化につきましては、現在進められております建設業法による経営事項審査制度の改正への対応を踏まえ、発注標準の位置付けや発注標準だけでは定められない案件の発注・入札方式等について検討し、決定してまいります。

案件本体8ページ上段をごらんください。

入札方式の研究につきましては、国土交通省のガイドラインやモデル、他都市の事例等も参考にし、総合評価入札方式について引き続き検討を行ってまいります。

中段をごらんください。

入札参加資格の設定について同規模事業や他市事例との比較により検証する仕組みの確立につきましても、経営事項審査制度の改正への対応を踏まえる必要があることから、先ほどの発注標準の検証や入札方式の検討と同様の対応をとることといたしております。

下段をごらんください。

設計図書の販売や配布方法の見直しにつきましては、入札の透明性の向上を図る観点などから、A3サイズまでの設計図書等を電子入札システムからダウンロードできるように、この10月発注分から実施いたします。

案件本体9ページ上段をごらんください。

入札監視員会議の取り扱う対象の検討につきましては、本市では、これまでから他市では審査対象となっていない談合情報や大型建設工事の入札方法等につきまして対象に含めており、広範な入札監視業務となっておりますが、適正かつ公正な入札契約執行のさらなる向上を図るため、本年10月以降開催の入札監視員会議から、審査対象工事の範囲につきまして、現在の3,000万円以上を電子入札の適用範囲であります250万円以上まで拡大してまいります。

下段の予定価格の事前公表の検証につきましては、くじ引きによる落札の多発や応札者が積算を行わない可能性などの課題はございますが、職員等に対する不正な働きかけを防止する観点では大きな効果があり、他市への調査結果でも事前公表が多いことから、事前公表を継続しながら今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

10ページ上段をごらんください。

賠償金の率の引き上げにつきましては、調査を行いました市の半数以上は契約金額の10%を適用しており、談合による賠償率の判例でも5%から10%程度が多い状況となっております。

おります。あわせて、国の通知でも、賠償金の支払い義務の特約について、「裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額等を定めること」とされております。

本市といたしましては、こうした状況を踏まえながらも、賠償金の率を20%に引き上げ、この10月以降に新たに締結する契約から適用してまいります。

10ページ下段をごらんください。

入札参加資格の停止期間の見直しにつきましては、指名停止期間の最長を36月としている市が調査の結果15市中3市と必ずしも多くありませんが、談合等の不正行為を抑止するため、本市におきましては枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱の改正を行い、贈賄、独占禁止法違反、談合に対する指名停止期間の上限をこれまでの24月から36月に引き上げ、この10月1日から適用いたします。

案件本体11ページをごらんください。

ここからは、情報公開とコンプライアンスに関してでございます。

情報公開とコンプライアンスに関しまして、外部委員会から2つの提言がなされております。

まず、11ページ上段ですが、審議会等の議事録の公開の見直しにつきましては、これまでに出版されております枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針についてや、文書管理の徹底についてなどの市長通達についての検証を行い、会議の公開及び会議録の作成に係るフローを整理した上で、会議録の記載内容の平準化を図るための仕組みを導入することといたしました。

資料番号の11番をごらんください。

網かけをしてあります部分が、今回追加あるいは修正する部分となっております。中ほど、「会議録の作成」から右の方に出ております吹き出しの中の網かけをした部分をごらんください。

庁内委員会以外の審議会等につきましては、「発言内容について筆記し、会議録として作成する」とし、庁内委員会につきましては、「審議過程や審議概要を課題別や時系列で整理することにより、最終的な報告書等の作成に至る過程を事後的に検証できる範囲で内容を整理する」といたしました。

また、作成した会議録につきましては、情報公開、情報提供との関係で現在も法制室との協議を行っていることから、会議録の記載内容のばらつきをなくす平準化に当たりましては、法制室が関与するよう、システム化を図るものでございます。

実施につきましては、庁内的な周知を図った上で、早い時期に施行したいと考えております。

案件本体11ページ下段をごらんください。

内部通報システムの制度化につきましては、内閣府国民生活局策定ガイドライン、国の行政機関の通報処理ガイドライン、これを参考にしてフロー図を整理いたしました。

資料番号の12番をごらんください。

本市におきます内部通報処理のフローにつきましては、おおむねこのように考えておりますが、このフローの整理の過程で出てきました課題、例えば通報できる者の範囲、通報できる事項の範囲、外部通報窓口の在り方などにつきまして、引き続き検討を加え、早期の制度

化を図るものでございます。

案件本体12ページ上段をごらんください。

職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みの一環として、コンプライアンスに関する研修を体系化し、公務員倫理研修を実施してまいりました。今後は、全職員を対象にした継続的な研修としてグループウェアを活用したシステムの構築を図るとともに、個別の法令、事象に関する研修として行政対象暴力への対応研修等、研修課題の検討を進めていくものでございます。

また、入札等の公正を害する行為に関与した職員への損害賠償請求や刑罰規定等に関する研修の機会も設け、周知を図るとともに、倫理ハンドブックの改訂に合わせて、それらのことにつきましても明記していくものと考えております。

下段をごらんください。

コンプライアンス体制の強化につきましては、この4月の機構改革におきまして現行の事務執行体制の見直しを行い、公正な職務の執行の総合的な推進を図るための新組織としてコンプライアンス推進課を設けております。

続きまして、13ページをごらんください。

コンプライアンスの考え方、取り組みの公表につきましては、職員向けのコンプライアンスに関連した情報を掲載した『枚方市コンプライアンス通信』、これを8月に創刊し、コンプライアンスの考え方や取り組みの周知に関する内部的な仕組みを整備したところでございます。

また、市民へのコンプライアンスの考え方、取り組みの表明につきましては、現時点で考えられる手段といたしましては、広報紙やホームページといったものがありますが、その効果や周知度合いといったものを含めまして、引き続き検討を加えてまいります。

以上、簡単ではございますが、案件1 談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況についての説明とさせていただきます。

○**出井 宏議長** 次に、「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について、横田財務部長。

○**横田 進財務部長** 引き続きまして、「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について、御報告いたします。

お手元の資料を御参照くださるようお願いいたします。

まず、趣旨でございますが、この業務の受託者である株式会社石本建築事務所の守秘義務違反等の疑義につきましては、これまで2回にわたる調査を行いました。同社は違反の事実はない旨の回答を行ってまいりました。

しかし、先般、市が入手した刑事確定訴訟記録によりますと、同社の社員がこれまでの回答と矛盾する供述を行っていることがわかりました。その詳細につきましては、刑事確定訴訟記録法におきまして公表が制限されておりますことから、説明を省略させていただきますが、これを受け、改めて同社に対する調査を行いました結果、違反の事実を認める旨の回答を得ましたので、御報告を申し上げます。

次に、これまでの調査経過でございますが、まず、平成19年11月6日に、この委託業務に関し住民監査請求が提出され、その中で石本と大林組の接触等があったとの記載があり、

1 1月28日に、市から石本に対し守秘義務違反の有無に関する調査文書を送付いたしました。

これに対し、12月7日に、同社から違反行為はない旨の文書回答が送付されてきました。しかしながら、その内容には、平成19年11月15日に本市代表監査委員職務代理者から行われた調査に対する回答と表現に差異があることから、平成20年3月26日に、相違点の有無につきまして再調査文書を送付いたしました。

これに対し、4月8日に、同社から相違点はない旨の文書回答がなされています。ところが、6月に入りまして、刑事確定訴訟記録の写しを入手し、順次その内容を確認いたしましたところ、これまでの回答と矛盾する供述があることが判明いたしました。

そこで、7月22日に、市の顧問弁護士を通じて同社に対し説明を求めるための呼び出し通知を内容証明郵便で送付いたしました。その内容につきましては、追加資料1にお示ししております。

同社はこれに応じまして、8月6日に、市顧問弁護士、市職員2名、同社代理人弁護士及び同社大阪支所長が面談し、石本側に対しこれまでの回答と刑事記録との矛盾について説明を求めました。これに対し、石本側は、刑事記録の閲覧が認められなかったこと、これまでの回答に際しては当該社員に事情聴取を行ってきたこと、大阪支所長として違反行為があることを了知していなかったことなどを理由に市側の説明要求には明確な回答を行いませんでしたが、改めて文書で回答することとなりました。このときの面談の内容につきましては、追加資料2にお示ししております。

そして、8月22日に、資料1として添付させていただいております同社代理人弁護士名による上申書を同社大阪支所長が持参し、守秘義務違反等の事実があったことを認めました。

さらに、9月4日に、資料2のとおり謝罪金として契約金額の10分の1に相当する506万7,720円を支払う旨の申し出文書を同社大阪支所長が持参しました。

次に、市としての対応でございますが、まず、今回の石本建築事務所の一連の行為は、結果として、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に定めております「不正又は不誠実な行為」に該当いたしますので、当該行為を確認した平成20年8月22日を起算日として、同社に対し12カ月間の入札参加停止・指名停止措置を行いました。

次に、同社から謝罪金として申し出のあった契約金額の10分の1、つまり契約上の違約金に相当する506万7,720円の受領につきましては、契約約款上では既に契約は終了しており違約金を請求することはできないものの、当時契約違反があったことから、違約金に相当する金額を受領することといたしました。入金については、9月9日に行われたことを確認いたしました。

なお、今後この額を超える損害額が明らかになった場合は、超える部分の額について賠償請求する旨を通知しております。

以上、簡単ではございますが、「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答につきましての報告とさせていただきます。

○出井 宏議長 次に、新病院の整備について、寺農公共施設部長。

○寺農 齊公共施設部長 引き続きまして、案件3 新病院の整備について、御説明申し上げます。

新病院の整備につきましては、昨年7月に新病院整備計画（案）を市議会議員の皆様にお配りして以降、厚生委員協議会に新病院整備計画策定の報告を行った上で、12月の本会議で整備実施計画策定業務委託を行うための予算の承認などをいただいております。

この間、新病院整備に関する情報提供や議論の場が少ないのではないかといただいた御意見もありがとうございます。こうした点も踏まえまして、今年度に入り、整備実施計画策定作業に合わせ、市議会各会派からも代表で御参加いただいている枚方市病院事業運営審議委員会において、新病院整備に関する議論を重ねていただき、整備に向けての準備を一定進めてきたところでございます。

このようなことから、本日は全員協議会を開催していただいたものでございまして、もう一度これまでの経過や新病院整備計画の内容を御確認いただき、現在の進捗状況や今後の取り組みについて説明させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料をごらんください。

まず、1番目に、新病院整備計画策定までの経過を1ページでは表で、2ページではフロー図の形で示させていただいておりますが、本日は、2ページ目のフロー図により説明をさせていただきます。

大きな出来事といたしましては、まず、平成15年3月に枚方市民病院基本構想を策定し、この中で、老朽化や災害への対応から現病院は建て替えも含めた抜本的な施設整備の検討が必要であるとしました。

その後、平成17年3月策定の市立枚方市民病院基本計画で、現施設では地震災害への対応が困難なことや老朽化による患者のアメニティー、プライバシーの問題があることから建て替えが必要としました。これを受けて、昨年11月に新病院整備計画を策定したものでございます。

なお、こうした計画の策定作業は、公的病院として今日の必要な医療ニーズに的確にこたえることができるよう、市民アンケートや医療機関アンケートなどによるニーズ調査を行いながら進めてきたものでございます。

続きまして、3ページ、2. 新病院整備計画の概要について、説明をさせていただきます。

新病院整備計画では、新病院の基本理念や主な運営方針を定めた上で、新病院における主な取り組みと整備・医療方針をまとめております。

1つ目に、小児医療センターとして、「子どもに対する医療の提供と保健・福祉との連携」を図るとしてあります。

2つ目に、HIRAKATA ERとして、「救急医療の充実」を図るとしてあります。

3つ目に、内視鏡外科センターとして、「質の高い、身体に優しい医療の提供」を図るとしてあります。

4つ目に、緩和ケアセンターとして、「尊厳ある人生のサポート」を図るとしてあります。

5つ目に、産科医療の充実として、「地域周産期母子医療センターレベルの機能整備」を図るとしてあります。

6つ目に、地域の医療従事者との協働として、「地域の医療機関との連携と役割分担」を

図るとしています。

7つ目に、環境保全都市の市立病院の構築として、「省エネルギー化・省資源化の実践」を図るとしています。

建設位置につきましては、利用している市民の信頼性や利便性のほか、関西医科大学附属枚方病院との連携や地域医療バランスなどを含めたニーズ調査の結果を踏まえ、隣接する国有地を購入しての改築としております。

なお、施設規模は、病床数を335床とする計画としております。

また、整備事業費は、整備計画策定段階における想定額として、最近建て替えられた自治体病院を参考とした概算で、約165億円を見込んだものでございます。

続きまして、3. 新病院整備計画策定後の経過と現在の取り組みについて、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料5ページをごらんください。

新病院整備計画に基づき、今年度は、専門的な見地からの検討を加え、より具体的な計画として、新病院整備実施計画を策定してまいります。

計画の主な内容でございますが、大きくは施設計画と事業計画とに分かれ、施設計画としては、施設規模の検討、建物等の配置計画や内・外部動線計画等の作成、部門別計画の作成、基本設計と条件の整理、建築等に係る各種法令の検討、医療機器導入計画の作成などがございます。

事業計画としては、事業スケジュールの作成、概算事業費の算定、起債計画の作成、整備の事業手法の検討などを行うものでございます。

次に、計画の策定手法でございますが、専門的な見地から検討を加える必要があることから、コンサルティング会社に委託して業務を進めています。

次に、作業の進捗状況でございますが、4月に情報収集及びその整理作業を、5月には問題点の整理、機能等の拡充要望の整理、関係法令に関する整理などを行いました。

そして、6月以降は、機能図やゾーニング図の検討を進めてまいりました。この作業は、医療スタッフも入った病院内の委員会である新病院整備計画推進委員会とともに進めてきたものでございます。

なお、6月27日、7月7日、7月30日、8月26日に枚方市病院事業運営審議委員会を開催いただきまして、また、8月5日には先進事例の視察研修も行き、新病院の整備に関連しての御審議をいただいたところでございます。

こうした経過を経まして、このたび配置計画案と平面ゾーニング案を作成いたしました。この内容は、後ほど御説明させていただきたいと存じます。

今後は、この配置計画案と平面ゾーニング案をもとに、庁内委員会での検討、調整も行いながら、整備実施計画の素案のまとめに入っております。

なお、整備実施計画に係る検討経過を表にまとめたものを次の6ページに掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、4. 新病院整備に向けての今後の取り組みについて、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、7ページをごらんください。

整備実施計画につきましては、案として10月末を目標に作成いたしまして、12月議会の時点で説明をさせていただけるよう努めてまいりたいと考えております。その上で、1月中を目途に計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、整備実施計画は、病院財政の長期収支見通し及び現在並行して策定作業中の公立病院改革プランとの調整を図り、さらに、本市長期財政計画との整合をとった上で、取りまとめてまいります。

それでは、引き続きまして、別紙参考図に基づきまして、配置計画案とゾーニング計画案について、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、1枚めくっていただきまして、別紙参考図をごらんください。

上の図面が現況図で、左側、ラインで囲まれた部分が現在の市民病院の区域で、右側、色を塗った部分、約1万平方メートルが用地を取得する予定をしている部分でございます。この区域の中で、下の配置計画図のとおり、新病院を整備する計画といたしております。

配置計画図をごらんいただきまして、人の動線は、府道杉田口禁野線のバス停から便利な動線を考え、また、車の動線は、幹線道路である府道からの直接の出入りを避け、敷地東側の都市計画道路渚禁野線からの動線としております。

なお、敷地の西南の角、「有効活用地」と示しているところにおきまして、整備計画にも示しておりますとおり、幼児療育園の移転や初期救急医療体制の再構築など、市民の健康、福祉の向上につながる形での有効利用を検討してまいりたいと考えております。

なお、敷地面積は、下の表にありますとおり、約2万3,200平方メートル、また、建物に関しましては、この後説明させていただきますが、平面ゾーニングをまとめた結果として、延べ床面積2万8,900平方メートルを想定しているものでございます。

それでは、ページを1枚めくっていただきまして、ここから、各階のゾーニング案を説明させていただきます。

新病院は、平面計画の結果、地下1階、地上7階建ての計画となり、ゾーニング図は、地階から7階まで順番に記載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、地階から説明いたします。

地階には、地上からのスロープを設け、サービス車両を横付けすることができることから、物品の搬入・出管理を行うSPD部門、給食用の厨房を中心とした栄養管理部門、さらにお亡くなりになった方の出口となる霊安室などを設けています。

また、騒音などを考慮して、機械室や放射線部門の中でも特に重量のある機械を設置する部屋を設ける計画としています。

次に、1階について、説明いたします。

来院者の主玄関は、バス停や駐車場から最も便利な位置に設けます。主玄関から入ったところがエントランスホールとなり、近接して医事課、地域医療連携部門と薬剤部門を設け、ホールに面する部分を受付等の窓口とします。

また、コンビニを建物の内外から出入りできる形で設けます。

エントランスホールを奥に進み、外来の診察室部門を設けています。待合から南側緑地が望めるしつらえとし、外来部門のアメニティーを高めます。

外来部門は2階にもまたがりませんが、内科系や外科系の外来患者数の多い診療科を1階と

し、また、中央処置室やレントゲン室、採血・採尿室など、外来患者の利用が多い放射線部門や検査部門の主要室を1階にまとめることにより、外来患者の利便性と医療上の機能を高めています。

なお、主玄関の北側に職員・夜間・休日入り口を、また建物北面に救急車の寄り付きを設け、建物の西北の角のブロックを救急医療部門として、同一階で薬剤・放射線・検査部門と結び付くようにしています。

また、現在市民病院にあります病児保育室については、新病院におきましても同一建物内に併設する計画としております。

次に、2階ゾーニング図をごらんください。

外来の一部と化学療法室や健診センター、リハビリテーション部門を設ける計画としています。

リハビリテーション部門については、隣接して屋上庭園を設け、屋外でのリハビリができるような検討も行っております。

また、エントランスからの案内性のよい場所にレストランを配置し、患者図書情報コーナーとともにパブリック空間としています。

なお、講堂も、パブリックゾーンに配置することで、医療関係の会議以外の一般市民向けの講習会などにも利用できるようにしています。また、災害時には、災害医療センター機能を有効に発揮できる場としています。

なお、奥の方は、セキュリティーゾーンとして区画し、病院事務局の事務室やスタッフの更衣室、また院内保育室を設けることとしています。

次に、3階ゾーニング図をごらんください。

3階は、手術部門と医局を中心に、フロア全体をセキュリティーゾーンとして、一般利用者だけでフロア内を移動することがない部門を集約して配置しております。

それでは、1枚めくっていただきまして、4階から7階の説明をさせていただきますが、新病院では、4階から7階が病棟となります。4階は、小児科病棟、産科病棟、婦人科病棟とし、分娩・新生児集中治療部門をこのフロアに配しています。

なお、分娩・新生児集中治療部門につきましては、地域周産期母子医療センターレベルの機能を持たせる方針で計画を進めてまいります。

また、子どもに対する医療と産科医療の充実を新病院の特徴的な取り組みとする中で、このフロアは、病室に接して屋上庭園を設けることができることなどを生かした病棟づくりを検討してまいります。

5階と6階、また7階の一部は、一般的な病棟となりますが、そのうち7階の一部、8ベッドについては、感染症対応とする予定です。

また、7階につきましては、一部、一般病棟部分を除き、最上階の眺望を生かした緩和ケア病棟といたします。

以上が新病院の平面ゾーニング案でございます。

なお、ゾーニング案等は現時点のものであり、今後調整する場合もございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、新病院の整備についての説明とさせていただきます。

○出井 宏議長 これから各会派を代表して、本3件に対する御質問をお受けします。

○出井 宏議長 なお、質問者の発言場所は、1回目の質問については演壇とし、2回目以降の質問については発言席といたします。

○出井 宏議長 ただいまから順次質問を許可します。

まず、公明党議員団を代表して、小野裕行議員の質問を許可します。小野議員。

○小野裕行議員 皆さん、おはようございます。

全員協議会の質問ということで、公明党議員団から、私と有山議員がさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは、3つの案件のうち、1と2について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、案件1の談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について、お伺いをいたします。

談合事件を受けて設置された外部委員会の御報告を受け、4つの項目に対して庁内委員会で検討され、改善策を示されています。

審議会等の設置についてでございますが、審議会等の設置の際の委員選任について、審議会等の設置目的を達成するために、全庁的な協議を行った上で所管部課長が委員の選任を行うシステムに見直しをされました。審議会等が担う役割からすれば、当然のスタイルだと思います。

ただ、形は変わったとしても、最も大切なことは、審議会の在り方自体にあるものと思われます。これまでのように、当局がある程度導き出したい内容を決めておいて、その内容に即した審議会を運営すること自体に問題があるのではないのでしょうか。さまざまな案件に対して各委員に専門性を発揮していただき、活発な議論を行った上で、その議論の中から答えを導き出すように変えるべきだと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、事業費の積算等について、お伺いをいたします。

事業費の積算等についても、見直しをされています。小項目の①、積算の手法として国・府から指導を求め民間コンサルティングの実績の調査を行うこと、②、枚方市公共建築工事積算基準、枚方市公共建築工事共通費積算基準を策定して全庁的な積算基準をルール化したこと、③、国土交通省監修の公共建築工事標準単価積算基準をもとに枚方市の運用指針を策定することとしています。

さらに、④には予算部門と技術部門の協議を行うこと、⑤には公共施設の整備体制の一元化を行う等の見直しを実施、検討されております。

そこで伺いますが、改善策の①と③と④は継続実施となっており、②の枚方市公共建築工事積算基準・共通費積算基準は20年4月末に策定完了しているとのことでございますけれども、その①、③、④が継続実施となっていることとの整合性が図られているのか、お伺いをいたします。

次に、事業費の積算等について、もう1点伺います。

公共工事は民間の建設工事に対して3割高との指摘が、マスコミ等で行われております。利幅が大きいことが、談合事件に結び付くことも考えられます。談合防止の観点から、国土交通省が示す材料費及び人件費をもとにした積算ではなく、民間企業が用いている市場単価

に基づいた積算を行い、適正な価格設定をすることが談合防止につながるのではないかと考えております。今回の改善策にも盛り込まれておりますが、もっと積極的に取り組むべきであると思っておりますが、いかがでしょうか、御見解をお伺いします。

次に、契約事務の取り組みについて、お伺いします。

これまでの枚方市談合情報対応マニュアルや契約約款の検証と見直しをされました。警察への通報や賠償金の引き上げなど、他市に比べても一重厳しい内容となっております。この見直しが具体的に効果を上げるためには、事業者への徹底した周知と行政内部の徹底した取り組みが必要であると思っておりますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、これまで入札監視員の氏名や経歴については公表されておりましたが、透明性を高める意味から、今後は公表されるべきであると思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いします。

さらに、入札監視員の機能を強化する意味から、入札監視員のメンバーに検察OBを入れることを検討されてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、職員に対して法令順守に取り組むための研修等を積極的に行っていただく中で、マニュアルや法令等の研修は当然のことながら、職員自らの中に公務員としての規範意識が備わっていく研修を行うべきであると思っておりますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

次に、議会におけるコンプライアンス強化の取り組みも進めるべきであると思っております。残念なことに、今回の事件においては、我々の元同僚議員の中から逮捕、起訴された議員がおります。現在公判中ですが、二度とこのような不祥事を繰り返さないために、議会としても、コンプライアンス体制の強化に努めなければなりません。当然、実施については議会改革懇話会等で検討されるべき内容でございますが、私は、枚方市議会として専門性を持つ外部有識者による調査委員会を設置し、その報告をもとに議会におけるコンプライアンス体制を構築するべきであると考えます。そのための法的な根拠について、お教えいただけますようお願いいたします。

次に、2番目の案件でございますけれども、「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について、お伺いをいたします。

これまで2回にわたる枚方市からの質問に対して、石本建築事務所からの回答は、談合に関与していない旨の説明に終始しておりましたが、刑事確定訴訟記録に基づく本市側からの働きかけによって、ようやく事実を認め、謝罪金という形で上申書が提出されました。石本建築事務所のこの間の対応に関して感じることは、極めて不誠実であり、企業としての社会性やモラルを持ち得ていない会社であるということに尽きると思っております。つきましては、今回提示されている処分よりさらに厳しく対応すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか、お考えをお示しください。

次に、この件に関して、私は、枚方市にも責任があるように思います。これまで、行政側は、行政責任を回避することに重点を置いた説明を議会や市民に対して行ってこられたように思います。入札に関して行政当局に瑕疵がないことを証明することに終始して、積極的に談合にかかわった事業者や個人に対する調査活動が行えていなかったのではないかと考えられます。

なぜかと申しますと、今回の報告についても、石本建築事務所の上申書だけが全員協議会

の資料として提出されております。これは議会運営委員会で提出されたわけですが、後になって枚方市からの呼び出し通知と面談内容が提出されています。一事が万事であります。今回の事件を行政の立場からだけ考えた結果が、このような形で表れているのではないかと思います。談合事件を市民の目線で解決しようとする思いが行政当局には必要ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終了します。

○井原基次理事兼企画財政部長 審議会の設置についてでございますが、審議会については、行政の考え方や一定の方向性をまとめた上でその内容について有識者から御意見をお聞きするという諮問、答申の流れで運営されるのが通例であり、本市でも、各審議委員会の会長により、こうした審議、運営が行われているところでございます。

今後とも、その委員の人選に当たりましては、より公正で、より客観的に幅広い専門的な識見をお聞きすることができるよう、新たに設定した基準に基づき、行ってまいりたいと考えております。

○寺農 齊公共施設部長 事業費の積算等について、お答えします。

まず、小項目②の枚方市公共建築工事積算基準は、建築工事における積算基準体系の総括であり、まず、積算基準の統一化を図るため、策定を完了いたしました。

次に、積算基準をもとに、③は、国土交通省の標準単価積算基準を準用し、本市の運用指針を策定します。①は、事業の特殊性によっては国・府の支援を求めること、④は、予算査定について個々の事業や将来における事業の予算設定に伴うものであることから、今後、継続的に実施するとしたものでございます。

もう1点の御質問につきましては、国の基準は、平成11年度より市場単価を工事費の積算に適用しており、その工種も年々増加しております。本市においても、委員御指摘の市場単価とともに物価資料等の掲載価格を適用しております。今後も、国の方針に従い市場価格の適用範囲を拡大し、適正な価格設定に努めてまいります。

以上です。

○横田 進財務部長 財務部にいただきました御質問に、順次お答えいたします。

契約事務の取り組みの見直し内容の周知等について、お答えします。

議員御指摘のとおり、今回お示した枚方市談合情報対応マニュアルや契約約款の内容につきましては、徹底した周知と取り組みが必要であると考えております。

契約事務の取り組みにつきましては、10月から実施予定のものも多くございますので、あす以降、速やかにホームページや広報への掲載、庁内への周知を図り、啓発に努めてまいります。

次に、入札監視員の経歴等につきましては、これまで公表を控えておりましたが、今後は可能な範囲内で公表してまいりたいと考えております。

御質問の警察OB（後刻訂正発言あり）につきましては、現在の委員のうち1名がその経歴をお持ちでございます。

次に、設計委託の調査及び回答についての御質問にお答えいたします。

石本建築事務所に対する処分としましては、12カ月間の指名停止措置を実施いたしました。この指名停止期間につきましては、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要

綱に基づき決定いたしました。今回のケースの停止理由は、「不正又は不誠実な行為」に該当することとなり、1月以上12月以内の停止期間を科すこととなります。この場合、原則は6月としておりますが、今回のケースは、重大な不正、不誠実な行為であると判断いたしまして、最長月数の12月を適用したものでございます。

また、今回、相手方から申し出のあった違約金相当額につきましては、契約が既に完了しておりますことから、本来、市側から請求できるものではございません。しかしながら、これを受領するに際して、相手方に対し、今後この金額を超える損害が判明したときはその請求を行う旨を伝えており、状況次第では、さらなる対応を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、調査活動に関する御質問にお答えします。

これまで2回の市の調査については、疑問に対する明確な回答を得るため、文書により行いました。石本建築事務所は、一貫して守秘義務には違反していない旨の回答を行いました。この回答については、反証の根拠がなかったことから、受け入れざるを得ないと考えてまいりました。

ところが、今回は、刑事記録の写しを入手することができ、その中で石本建築事務所社員による守秘義務違反があった旨の供述を確認することができました。このため、直ちに、市として、法的にも万全を期すため顧問弁護士を通じて呼び出し通知を行い、相手方とも面談した上で事実確認を行うという迅速かつ確実な対応を行ってまいりました。

しかしながら、今後は、さらに積極的な取り組みを行っていく必要があると考えており、枚方市談合情報対応マニュアルを改正し、公正取引委員会や警察に対する通知の強化、庁内における談合情報緊急対応会議の新設などを定め、周知徹底を図ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

失礼いたしました。先ほどの回答の中で齟齬がございましたので、警察OBと申し上げましたが、検察OBでございます。よろしく願いいたします。

○長沢秀光総務部長 続きまして総務部に対する質問に、順次お答えいたします。

まず、職員の研修についてでございます。

職員研修の目的は、知識を深め、意識を高めることにより、規範の認知レベルを引き上げた上で、それを行動として体現できるようにすることと考えております。

そのことから、研修に当たりましては、知識の付与だけではなく、事例研修やロールプレイ、ワークショップなどの手法を取り入れ、認知し、行動につなげることを重視して実施しているところでございます。

また、個々の職員の行動を促すためには、あらゆる機会を通じて、市としてコンプライアンスに対する考え方を表明し、職員の意識改革を図り、健全な組織風土を醸成していくことが必要であり、今後も、これらのことを主眼に置いて職員研修に取り組んでまいります。

次に、議会におけるコンプライアンス強化に関する法的根拠についてでございますが、議員お示しの議会における外部有識者の活用といった点、これにつきましては、平成18年の地方自治法の改正により追加されました地方自治法第100条の2の規定によるところでございます。

従来、議会における専門的な知見を要すると認められる場合に用いられてきました制度は

公聴会や参考人制度でございましたが、これらの制度は、意見の聴取にとどまり、調査、研究を求めて報告を受けるといったものではございませんでした。

そのため、議会の活動といたしまして議案の審査、地方公共団体の事務の調査に関し専門的な知見の活用が必要となった場合には、議会として、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができるとしたものでございます。

調査を求めるのは議会の権限でございますので、当然、議会の議決を要するということとなり、議決の内容といたしましては、調査の対象である専門的事項、期間、調査を求める相手方の氏名または名称、調査の提出方法などとされております。

なお、地方自治法第100条との関係につきましては、地方自治法第100条の当該団体の事務に関する調査は、議会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求するなど、議会が主体となって調査を行うものであり、相手がこれに応じない場合には罰則の適用もあるものですが、地方自治法第100条の2の規定では、議会が一定の事項について専門家の調査、研究及び報告を求めたい場合にこれを行うことができるとされ、具体的な調査、研究作業は依頼を受けた学識経験者等において行われ、議会はその成果を踏まえて審議を行うものとなっております。

○小野裕行議員 それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。

ちょっと短い期間でしたので、きちんとしたすり合わせもできずに、申し訳ない部分がありました。

先ほどの審議会のことにつきましても、当然、行政側が要請する内容についての答申を受けるわけですから、おっしゃるとおりなんですけれども、ただ、その中で、もっともっと活発な議論を闘わせるような審議会の運営にしていきたいということが趣旨でございますので、よろしくお願いします。

数点にわたって、要望だけをさせていただきます。

まず、事業費の積算についてであります。もう当然御承知でしょうけれども、兵庫県小野市では、一般的な公共事業と比べた場合、落札率が6割程度に抑えられていることが、よくマスコミ等で報じられております。

小野市の蓬萊市長という方は、民間企業の購買調達のスペシャリストですから、市長自らが事業費の積算ルールを作り、すべて民間手法で入札を実施されて、成果を上げておられます。小野市も、前任の市長が逮捕されて、出直し選挙で蓬萊市長が誕生しました。そういった経過から、必要以上の利益率があることが結果として談合に結び付くとの発想から、事業の積算を厳しくチェックされているそうでございます。

本市においても、市場単価に基づいた積算に変えようと言われておられますが、さらに、さまざまな事例を調査して、よりよいルール作りに取り組んでいただくよう要望しておきます。

次に、入札監視員のメンバーの中に既に検察OBがおられるということ伺い、以前に提案したことに対して速やかに対応していただいたことを感謝させていただきます。

次に、議会におけるコンプライアンス体制についてですが、行政当局が二度とこのような事件を起こさないために取り組んでおられることに対して、議会としても、法令順守のシステムを市民に示せるよう検討することが必要なことであると思っております。ぜひとも検討していただくように、議長をお願いしておきます。

最後に、市長にお願いしておきます。

これまでも積極的に談合事件にまつわる情報提供を行っていることは承知しておりますが、今後も、もっともっと市民に対してわかりやすく、しっかりとした説明ができるような方法で示していくことこそが、新たな市民と行政、また市長さんとの信頼関係の回復といえますか、強固な関係を築けていける大きな手段であると思いますので、積極的にすべての情報をわかりやすく提示していただくように要望して質問を終了します。

よろしく願いいたします。

○出井 宏議長 これにて、小野裕行議員の質問を終結します。

○出井 宏議長 次に、引き続き公明党議員団を代表して、有山正信議員の質問を許可します。有山議員。

○有山正信議員 公明党議員団を代表いたしまして、私の方からは、案件3の新病院の整備についてお聞きしたいというふうに思います。

今回の新病院の整備につきましては、報告におきまして、新病院整備計画策定までの経過が示されております。その中においては、市民アンケートや医療ニーズ基礎調査が実施されておりますが、整備計画の中にどのように反映されているのか、お聞きいたします。

次に、整備総事業費といたしまして、非常に多額な約165億円を見込むとあります。この根拠について、お聞かせください。

また、企業債で事業費を賄い、償還していくとお聞きしております。長期の償還の中、当然、市財政や病院財政の負担になっていくわけでありましたが、今後の高齢社会の中での人口推移において、厳しい財政運営が強いられていきます。健全財政が確保できる見通しをどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

次に、近年、多くの自治体病院で医師不足、看護師不足が社会問題化しており、病院経営ができなくなった例もありました。その点において、医療スタッフ確保はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

次に、今後のスケジュールの中にもありますが、整備実施計画策定委員会が整備手法や運営手法をまとめていくようでありますが、PFI手法や地方独立行政法人化などの検討について現時点でどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○久野邦広健康部長 市民アンケートや医療ニーズ調査など、市民の意見の計画への反映についての御質問にお答えいたします。

平成14年度に基本構想を策定するに当たり、市民や医療機関を対象としたアンケート調査を実施いたしました。この中で、市民病院の今後のあるべき姿として、急病対応、救急対応が、市民、医療機関とも最も多くの方が求められております。外部の有識者で構成する基本構想検討会議におきましても、子どもへの医療サービスを市民病院の特色として位置付けることや緩和医療などの検討を求めています。

また、平成18年1月に開業した関西医科大学附属枚方病院が市民病院に与える影響などを調査することを目的に同年3月から翌年の平成19年3月まで実施いたしました医療ニーズ調査では、同病院の開設の影響は表れていないことや、かかり付け医を初めとする地域の医療機関との連携を図るには信頼関係の構築が重要であること、また、市民の医療ニーズに

的確に対応するためや災害医療センターとしての役割を果たすためには新病院の整備が必要なこと、新病院の建設位置につきましては現地周辺に立地することが最も適していることなどが示されました。

こうしたことから、新病院整備計画策定に当たりましては、これらのニーズを踏まえ、小児医療センターやHIRAKATA ER、緩和ケアセンターなどを設置することとし、また、新病院の建設位置につきましては、現病院の東側の国有地を取得して整備することとしております。

○人見泰生市民病院事務局長 事業費について、お答えいたします。

想定事業費につきましては、昨年11月に新病院整備計画を策定いたしました時点におきまして、今後の検討を進めるための仮の枠組みとして、平成14年度から平成16年度に建て替えが行われました8つの公立病院の事例をもとに1病床当たりの単価を求め、総額165億円と算定したものでございます。

本来の整備事業費につきましては、現在、整備実施計画を策定する作業の中で、技術的な見地からも含め、改めて精査しているところでありまして、府道の車の流れへの影響や交差点の安全などを考慮した車の動線計画や必要な道路改良、また雨水の排水設備など、整備計画策定時点では見込んでいなかった関連整備事業費も含めまして、現在、算定作業を進めている段階です。

病院財政の収支見通しについては、本年2月に、市長部局との協議を踏まえ総務省の定める繰出基準に基づく一般会計からの繰入金も盛り込んだ病院の長期財政フレームをお示したところでございます。

病院の経営につきましては、多額の固定資産除却費が生じる新病院開設年度や償却期間の短い医療機器の減価償却費が多額に上る期間につきましては単年度赤字を計上することになりますが、その後は単年度黒字に転換できるものと見込んでおります。

なお、固定資産除却費や減価償却費は現金の支出を伴いませんので、資金不足は生じないものと見込んでおりまして、地方財政健全化法で定められた連結実質赤字比率など、市全体の財政指標に影響を与えるものではありません。

今後、新病院整備実施計画策定の進捗に合わせ、市の長期財政見通しと整合を図りながら、病院財政の長期財政フレームの見直しを行いまして、収支見通しを明らかにしてまいりたいと考えています。

次に、医師、看護師の確保につきましては、今、大変大きな課題となっております。本年1月15日に締結いたしました大阪医科大学と本市との連携協力に関する協定に基づきまして医師の継続的な派遣を求めますとともに、臨床研修医や後期研修医を育成することで将来の市民病院を担う医師を確保していきたいと考えております。

また、看護師についても、看護師修学資金貸与制度の活用や、市民病院を臨地実習施設としている看護学校、看護大学との連携をより一層強めることで、その確保を図ってまいりたいと考えております。

○井原基次理事兼企画財政部長 PFI導入の検討についてでございますが、本市では、平成15年に民間活力の活用に関する方針を策定し、大規模な公共施設の整備計画の検討に際しては、この方針に基づき、関係部署で構成する庁内委員会でPFIを含めた民間活力の活用

について検討を行っております。

P F I 事業を導入した病院といたしましては近江八幡市立総合医療センターなど3病院がありますが、そのいずれもが、病院経営における課題を抱えている状況でございます。

P F I 事業では民間資金の活用による財政支出の平準化がメリットの一つに挙げられますが、病院の建設では、企業債を100%活用することが可能であり、P F I 事業によらなくても有利な財源が確保できるとともに、財政支出の平準化が可能であります。

また、病院経営者とP F I 事業者による経営責任の二元化が生じることや、今後の医療環境や社会環境の変化への迅速な対応が難しいことなどの課題があります。

こうしたことについて庁内委員会で検証した結果、P F I 事業を導入する総合的なメリットが見出せないとの結論に達したものでございます。

それから、地方独立行政法人化等につきましては、今後、先進事例も参考にしながら、病院にとって最も効率的、より効果性を発揮できるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○有山正信議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

最初に、医師確保と看護師確保の問題ですけれども、特に公的病院については、看護師さんが民間病院の方に流れて公的病院の方には余り行かないという傾向が非常に強いというふうな報道もなされております。

そういう中において、医師確保につきましては、いわゆる大学との提携の中でということは一定の理解もできるんですけれども、看護師確保が、御答弁の中でもどうされていくのかなというふうな、非常に不明確な印象も受けます。

この件につきましては、議会の方にも具体的にこうしていきますという、そういうふうな提示ができるように取りまとめ、また、御努力をしていただきたい。このように要望させていただきますので、よろしく願います。

次に、2回目の質問をさせていただきますが、先ほど指摘いたしました整備費用の償還について、さきの答弁をお聞きいたしましても、私の印象では非常に楽観的に考えられているんじゃないのかなと。市全体に余り影響ないんやというふうな御答弁もありましたけれども、整備当初は固定資産の問題や、また医療機器の問題とかで若干の赤字になるけれども、数年すれば単年度黒字に転換できる見込みであるというふうなお答えでしたけれども。そうであれば、かなりの健全財政計画を踏まえた事業整備手法、運営手法が必要になるのではないかと、このように思います。

それで、先ほどお聞きしましたP F I 手法につきましても、企業債が充てられないとか、経営が二元化してしまうとか、また、P F I 契約が手間取るから大変なんだというふうなことでの御認識だと思えますけれども。その中で、庁内委員会でこの手法は行わないという結論になったと、こういう御答弁がありました。なぜ今、この庁内委員会だけで、外部の声は一切聞かずに、P F I はやりませんよというふうなことを判断されたのか。これは、私どもにとりましてはちょっと理解できないところもあります。なぜ早急にそういう判断になったのか。

例えば、これ府内の一例をとりますと、医療外運営をS P C会社に任せている八尾市立病院。この八尾のやり方がP F I と言えるのかどうかという議論はありますが、八尾市立病院

では、建て替えは市単独で行った。それで企業債を使った。整備時の平成14年度に、PFI手法という形で実施決定をされた。翌年度の15年度中には、もう既にSPC会社との契約締結をしたということで、このPFI事業を決めて2カ年で契約をしたと。こういうふうには、たった2年でそういう形で実施されている例もありまして、これはあくまでも一例でございますけれども、そういう意味においては、もっといろんな例を参考にされて、悪い例ばかりを病運審等でも見てきたようですけれども、もっといい例も参考にされながら、いかに効率的に整備できて、効率的に運営を行うことができるのか、もっと検討すべきであるというふうに思います。

また、整備後の一般会計負担の抑制も、これも先ほどの御答弁で総務省が提示している一定の基準に沿ってやっていくんやと、その繰り入れの方もやっていくんやと、これは当たり前のことですよというふうな方針に受け止められるんですけれども。これも、ちょっとでも抑制できるように考えていかなければならないのではないかと、このように思います。

その点につきまして、国の方針の公立病院改革ガイドラインを踏まえた改革プランの策定。この中にも、いわゆる一般会計からの繰り出しの問題とか、また民間委託の問題とか民間活力の問題とか、その辺のことをしっかりと考えなさいというふうな国の方針もあるわけでありまして、この新病院をいかに健全財政運営にしていくのか、また、先ほど言いました民間活力の活用や新病院の地方独立行政法人化など、その点についてのお考えを再度、担当理事及び事業管理者からの御答弁をよろしくお願いいたします。

これで2回目の質問とさせていただきます。

○小池正明病院事業管理者 有山議員の御質問にお答えいたします。

継続して安定的に良質な医療を提供していくためには、健全経営が基礎になることはもちろんでございます。民間活力の活用につきましては、PFIに限らず、さまざまな手法がございます。八尾市などの先進事例も参考にしながら、市民病院にとって最も効果的で、より一層効率性を発揮できる運営手法について、引き続き情報収集と検討に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○有山正信議員 担当理事は先ほどの御答弁で十分であるというふうな御認識のようですので、最後に、市長さんの方にお聞きいたします。

竹内市長が就任後、これは、実質的に最初の大規模事業になるのかなというふうに思います。竹内市長も、常日ごろから都市経営の観点でということもおっしゃっております。あくまでも自治体経営者の観点で、また医療の質確保、これは当然のことといたしまして、長年にわたって償還をしていかなければならない現実も、今後出てくる。また、その中でしっかりと病院の経営健全化もしていかなければならない。その点、財政健全を踏まえた全国的にも先進的な整備手法、運営手法の中で、ぜひ進めていただきたいと、その点についての市長の御見解を最後にお聞きいたします。

○竹内 脩市長 市民病院が提供します小児医療や救急医療など、市民の生命と健康を守る施策を継続して提供していく、そのためには、やはりそのベースとなる健全な病院経営というものが重要というふうに考えております。

今後とも、病院財政の健全性を維持しながら、新病院整備事業を進めていきたいと、このように考えております。

○出井 宏議長 これにて、有山正信議員の質問を終結します。

○出井 宏議長 次に、民主連合議員団を代表して、松浦幸夫議員の質問を許可します。松浦議員。

○松浦幸夫議員 民主連合議員団を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

ほぼ有山議員が聞かれましたので、聞くことがなくなったんですが、談合問題が起こったということで、その談合問題との関連から少しお聞きしたいんですが。特に談合防止対策の構築に向けた取り組みについて、進捗状況ですので内容については省略しますが、この事業費の積算等について、外部委員会から、「建築工事に係る事業費の積算を適正に行うために、枚方市における建築工事の積算基準や、市場単価と連携した主要な設計単価の統一化について検討を行う必要がある」との指摘がされました。公共建築工事の積算に必要な事項を定めた積算基準の策定を完了したと報告されているわけですが、東部清掃工場、仮称第2清掃工場建設工事に適用された積算基準はどのようなものであったのか、お伺いしたいと思います。

次に、仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託について伺いますが、石本建築事務所は、当初、守秘義務違反はないという回答を行って来ました。再三の市の調査では、これ以上の調査はできなかつたのかなというふうに思います。捜査当局への供述内容から判明したことです。市の事前承諾もなく大林組に協力を求めて設計図を作成、納入したことを認めたということで、契約約款違反として500万円の謝罪金を納入してきたわけですが、枚方市は、この図面によって工事を発注し、予算計画どおりの清掃工場を建設したわけ。枚方市として、このことでどのような損害を被ったのか、業者間だけの問題ではなかつたのか。この辺をどのようにお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

次に、市民病院の整備について、伺います。

有山議員がほとんど聞かれましたので、似通った内容で大変恐縮しておるんですが、市民病院の建設を前提にした長期財政フレームが、ことしの2月に示されました。今年度の入院・通院患者の推移を見ますと、減少してきております。今後の病院経営を考えますと、余り予断を許さない状態ではないかと思えます。本当に長期財政フレームどおりの経営ができるとお考えなのかどうか、お伺いしたいと思います。

もう1点は、要望をさせていただきます。

これもさんざん聞かれておりましたが、医師、看護師の確保でございます。これがなければ、いかにいい病院を造っても運営に大きな支障を来すということで、今からでも医療スタッフの確保に向けたプランを作成し、その取り組みを実施していただけるよう、強く要望させていただきます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○寺農 齊公共施設部長 公共施設部に質問いただきました、第2清掃工場、東部清掃工場建設工事に適用された積算基準はどのようなものであったかということにお答えします。

第2清掃工場建設につきましては、平成11年の旧建設省の建築工事積算基準の改定を受けまして旧建築課で策定した営繕工事積算基準を準用し、工事の予定価格の積算を行ってまいりました。ただ、第1回の発注時には、この基準に基づき算出したものより、実勢価格調整として20%の削減を行ったというものでございます。

次に、市は何らかの損害を被ったのかということですがけれども、清掃工場は特殊なもの

とらえがちですけれども、建築工法は、ごく一般的な工法であります。100メートルの筒状であるという特殊な構造である煙突や、山止め工事にしても、一般的な工法を採用しております。工法による特定事業者の指定工事とはなりません。

また、積算においては、本市の担当者が数量を計算書にてチェックしておりますし、各々の単価については、建設物価や積算資料などの刊行物による単価の採用を原則とし、それがないものは3者以上からの見積もりを参考にするなど、請負者が不当に利益を生み出せるようなものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○人見泰生市民病院事務局長 松浦議員からいただきました御質問にお答えいたします。

病院経営は、患者数の推移や2年に1回行われる診療報酬の改定によりまして、大きな影響を受けるものであります。

昨年度につきましては、長期財政フレームで想定をしておりました額を上回る形で、2億8,800万円の単年度純利益を計上することができました。しかし、今年度に入りまして、6月時点では患者数の減少傾向が見られましたが、また一方で地域医療の拠点としての役割を果たしている病院に対しまして手厚い診療報酬改定が行われたということなどを受けまして、各月の経営成績としましては、順調に経常利益を計上できておるところでございます。

これまで本院では、健全な病院経営に向けて財政緊急対応策や経営計画を策定し、効果的、効率的な運営に努めてきたことによりまして、黒字経営が実現できたものと考えております。

今後も予断は許しませんが、経営環境の変化に迅速に対応しながら、健全経営を継続できるよう全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○松浦幸夫議員 それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

2回目、1点だけ質問をさせていただきます。

石本建築事務所は、一般的工法で造られた清掃工場について、なぜ大林組に設計協力を求めたと思われるのか、もし考えがありましたら、お伺いしたいんですが。

○横田 進財務部長 確かに、設計会社によって、得意な分野、そうでない分野というのがそれぞれあるというのは存じております。なぜ大林に委託をしたのかという部分については、私どもも細かい部分については把握をしておりますが、設計会社では、やはりすべてを網羅できない部分があつて、あるいは見積もりを数社から取るとか、あるいは一部委託をするとかというようなケースはあるのかなというふうには思います。

○松浦幸夫議員 伺いますと、設計会社というのは、大体がすべて設計施工をやるわけではないわけですから、当然、いろんな工事についてお伺いを立てるといふ部分があり、これは専門家から聞きまして、そういうふうにならされてます。談合防止の中でいろいろな取り組みが行われるわけですけれども、実際のやり方というものを十分考えた上で契約というものを結んでおかないと、石本の説明では悪気があったという思いでなく、大林に対して委託をしたようなんですが、こういったことが常時行われているという状況から考えると、やはり契約内容自体に少しそういった細かいことを決めていかなければならないのかなというふうに思っていますので、その辺も十分配慮された契約約款というんですか、談合防止策というものを考えていかなければということをお願いしておきたいと思っております。

以上で終わります。

○出井 宏議長 これにて、松浦幸夫議員の質問を終結します。

○出井 宏議長 次に、日本共産党議員団を代表して、広瀬ひとみ議員の質問を許可します。
広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 後に野口議員の方からも質問させていただきますが、先に私の方から質問させていただきます。

まず、石本建築事務所の問題についてです。

本来、発注者の立場に立って設計業務を行うべきコンサルが、発注者の信頼を裏切る契約違反を犯し、公共事業に対する信頼を失墜させたことは、全く許しがたい問題です。先ほど経過の報告がありましたが、これに対し枚方市がどのような姿勢で向き合ってきたのか、これが問われます。

昨年9月、石本建築事務所と大林組が設計協力を行うことにより大林が談合の選手、受注者となる条件の一つを手に入れた経過が検察の冒頭陳述で触れられ、私たちは、初めてこの問題を知りました。11月2日の公判では、大林の山本元顧問自身が石本に接触し、図面の入手、図面等の手伝いをしたと証言を行い、石本の契約違反と談合への加担が疑われる状況となりました。11月6日には、公判を傍聴した市民から住民監査請求が行われ、監査から石本に照会が行われます。

一方、枚方市は何も行わず、11月20日の決算特別委員会で野口議員が調査を求めますが、明言を避け、翌日、西村議員の質問に対し、今、弁護士に相談していると、ようやく対応を協議され始めます。26日、石本から監査に対し、大林に図面を提示し参考意見や参考図面等をいただいたと、守秘義務違反が問われる内容の回答が届きます。監査にこうした回答が届いた翌々日の28日、市は調査文書を送付し、12月7日、違反行為はない旨の文書回答を得ます。市は、この回答に問題はないと判断し、調査を行ったことも、また回答があったことも、一切議会には報告されませんでした。

3カ月がたって、3月10日、補正予算審議で野口議員が進捗を尋ね、調査をし回答を得ていたということが明らかにされました。石本の回答は、本件業務に関する図面等を大林に閲覧させコピーを交付したことはございませんと、監査への回答を修正するかのような内容で、この2つの回答には、明らかに差異がありました。12日の議会運営委員会の請願審査では、差異のある回答について調査をすべきと言いましたが、市長は、2つの回答は表記に差があったとしても齟齬はないとし、監査に対する図面を見せたとの回答も一般的な範囲であろうと憶測で述べ、再調査について積極的な姿勢を示されませんでした。

結局、その後、顧問弁護士に相談をし、26日に再調査文書を送付し、4月8日、石本は監査に対する回答に対し、誤解を生じかねないと修正の申し出をするとともに、相違点はないと3回目の回答を寄せてきました。監査は修正を認めませんが、これを市は黙って受領いたしました。6月18日、3度目の請願審査となる議会運営委員会で、野口議員より、関係者である市は裁判記録の入手ができる、直ちに確認し対処するようにと求め、ようやく確認作業が行われ、本日の資料として配られた顧問弁護士による面談調査が実施され、これらの回答が間違っていたということを認められたわけです。

先ほども本日の提出資料について御指摘がありましたが、一連の経過を振り返って、この市の対応、市長の姿勢、どうだったと思われませんか。改めて竹内市長に見解をお尋ねいたし

ます。

次に、石本は談合の認識はなかったと主張されておりますが、経過を見れば、設計協力が談合を生む要因の一つになっていると思われまます。市としてどのように認識されているのか、お尋ねをいたします。

次に、市民病院の建設についてです。

先ほど、事業手法としてPFI手法はとらないとのことでした。私どもも、競争性の確保等を考えますと、これはPFI手法に頼らない方がいいと思いますが、今後、発注手法についてはどのような場で検討するのか、お聞かせください。

○横田 進財務部長 まず、初めの御質問で市長にということですが、この間の経過を振り返っての見解については、財務部からお答えさせていただきたいと思ひます。

これまで市から2回の調査を行いました、石本建築事務所は、一貫して守秘義務には違反していない旨の回答を行いました。この回答については、反証の根拠がなかったことから、受け入れざるを得ないと考えてまいりました。しかし、今回、刑事記録の写しを入手することができましたので、その内容を確認いたしましたところ、守秘義務違反を行っていた旨の供述があることが確認できました。この供述内容を把握した後は、直ちに、法的にも万全を期すため顧問弁護士を通じて呼び出し通知を行い、相手方とも面談した上で事実確認を行うという迅速かつ確実な対応を行いました。このような新たな事実に対応して、可能な限りの取り組みは行ってきたと考えております。

次に、石本が談合の認識がなかったと主張している点と契約違反の部分ですけれども、要因になっているということですが、設計協力と談合の関係については明確に申し上げることはできませんが、設計業者が守秘義務違反を行ったことについては、重大な問題であると認識しております。今後、契約約款の周知徹底を図ってまいります。

○寺農 齊公共施設部長 新病院の整備に関する御質問にお答えします。

PFI手法の導入に関しましては、新病院の整備においては導入しないことがこのほど方針として決まりました。したがって、今後は、いわゆる従来方式の中でどのような発注方法が適切かなどの検討が必要となり、その検討方法も含め、関係部署と協議に入っております。

以上でございます。

○広瀬ひとみ議員 市長に御質問させていただきましたが、恥ずかしくて答弁に立てないのか、お答えがありませんでした。

この間、枚方市は、一度たりとも積極的に自ら進んで調査を行おうとしてこなかった。この姿勢がどうなんですかと、余りにも消極的ではないのかと、このことを問わせていただいているわけです。市は、業務として談合事件のすべての裁判、公判を傍聴し、石本と大林の関係を知り、市の契約違反が疑われることを承知してまいりました。にもかかわらず、直ちに事実関係を調べようとしません。また、監査への回答と市の回答に相違点があるのに、相違点はないと主張し調査をしない。さらには、石本の3回目の不自然な回答にしても、調査をするどころか、それを認める態度をとる。一貫して調査をちゅうちょし、事実確認を怠ってきたのは、行政の怠慢ではありませんか。この責任をどう考えるのかと市長に問うているわけですから、お答えをいただきたいと思ひます。

次に、設計協力と談合の関係の問題ですが、図面を入手する、これが談合の選手となる条件だと言われているわけです。設計協力の中で、こうしたことが行われている。談合につながる守秘義務違反、契約違反に対して、厳しい姿勢を示すことが必要です。談合については賠償金の率を20%に引き上げる措置をとられましたが、こうした契約違反に対して契約約款がどうなっているのか、お伺いします。

市民病院についてです。

基本計画では今年度に基本設計の予定でしたが、ずれが生じてきております。平成21年度に基本設計、22年度に詳細設計を行うことになるのか、お伺いします。

また、最近建て替えた自治体病院を参考に概算165億円を見込んでおられますが、実施計画の中で事業費の精査を行うと述べられております。先ほどからも問われておりますが、どのように精査するのか、具体的に必要な医療機器等についても計画の中で示されるのか。

プラント工事はプラントメーカーによる談合が常態化していることが社会問題となっておりますが、公立病院の建設を巡る状況はどうか。例えば、最近の建設における平均落札率、また、1病床当たりの建設コストは民間病院の建設コストと比べてどのような状況にあるのかなど、調査をされているのか、お尋ねをいたします。

○出井 宏議長 午後1時まで休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時1分 再開)

○出井 宏議長 協議会を再開します。横田財務部長。

○横田 進財務部長 契約違反に関する契約約款についての御質問にお答えいたします。

契約約款では、請負者が契約違反を行った場合に市が契約解除をできる旨及び契約解除した場合における請負者の違約金支払い義務を規定しています。

○寺農 斉公共施設部長 2回目の御質問、新病院の整備に関する御質問にお答えいたします。

新病院整備実施計画では、建物規模や配置計画などの施設計画と概算事業費算定や事業スケジュールの作成などの事業計画を行うものとして、作業を進めています。したがって、御質問の設計時期や期間につきましても、現在、検討しているところです。

また、事業費の精査は、技術的な見地を加えて行っており、建築コストに関して最近整備された病院の事例の調査なども行いながら、作業を進めています。

なお、医療機器等についても、主要なものなどは計画で示す予定で作業を進めています。しかし、実施計画の中に発注方法や入札方法まで盛り込むことは考えておりませんので、発注や入札の状況などに絞った事例調査は、今のところ行っておりません。

今後、整備実施計画の骨格が決まってきた段階からは、事業化に向けた準備作業として、こうした課題につきましても、関係部署とともに研究、検討を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○竹内 脩市長 談合事件に対しだれがどのようにかかわったかにつきましては、強制調査権を有していない本市としましては、裁判の動向に委ねたいと考えております。

石本への対応につきましては、設計業務委託の契約違反という観点から調査を行ってきたものであり、この間の市の対応については、顧問弁護士の意見を聞きながら、適切に行ってきたものと考えております。

○**広瀬ひとみ議員** まず、市民病院について、要望させていただきたいと思います。

実施計画の中で新たに購入予定の医療機器も示されるとのことですが、この間、公立病院では、医療機器を巡る談合、また汚職事件も起きています。公立病院の医療機器購入は、民間病院と比較して非常に高いとの指摘もあります。

この間、病院経営は単年度では黒字となってきておりますが、過去に病院経営が悪化した要因は、医療を取り巻く厳しい状況のみならず、病院自身の不祥事、事件から信頼が損なわれたことにあります。病院建設に向けては、過去の病院自身の経験、また今回の談合事件の経験を生かし、不祥事、不正のないようコンプライアンスを徹底し、市民の期待にこたえていただきたいと思います。

次に、石本建築事務所の問題についてであります。

今、市長は適切に対処してきたんだというふうに述べられたところではありますが、私ども指摘をさせていただいている点は、積極的に調査を行っていかう、こういう姿勢に枚方市が立ってこなかったじゃないかと、この問題を先ほどからお聞きしているわけです。

公判の中で、枚方市として見過ごすことができない、幾つかの問題が浮かび上がってまいりました。その一つが、今回の石本建築事務所の契約違反問題だと思います。調査を行わなければ、いくら裁判の経過を注視していても、この不正は明らかにならなかったわけです。ですから、こうした気になる諸点については、積極的に枚方市が調査をしていただきたい、こういう思いで質問させていただいているわけです。既に、枚方市は、公判の記録も入手されているわけです。他の問題についても、過去のこととせず、しっかり向き合っていただきたい。

市長は、きょう持ってまいりましたけれども、ちょうど1年前になりますけれども、市長候補としてのマニフェスト（資料を示す）、この中で、談合事件について真相の解明に努めていきます、こう約束をされているわけですね。私どもとしては、ぜひこの約束をしっかり守っていただきたい。そのためにも、公判の中で明らかになってきた、公判の中で争点とはならないけれども枚方市としてやはりきちんと調べておかなければならない、そういう諸点については、ぜひとも前向きにきちんと調査を行っていただきたい、こう思いますので、この点については、再度の御答弁を市長からお願いしたいと思います。

契約約款の問題についてなんですけれども、部長がお答えいただいたみたいに、現在の約款では、今回のように契約期間終了後に発覚した場合には、違約金の請求が定められていない、また行うことができないということになっているわけです。顧問弁護士から、今回、法的には困難だが損害賠償についても検討しなければならない旨を伝えていただいて、そして、自主的にこの謝罪金が支払われたという経過だと思います。

この謝罪金の問題については、後ほど野口議員の方から再度質問させていただきますけれども、実際に損害賠償請求をしようとする、損害額の確定というのが問題になってくると思います。あらかじめこれを契約約款に定め、契約完了後にこうした問題が発覚した際にも賠償の請求をすることを予定し、賠償の率についても定めるべきではないかと考えますが、この点について、再度御答弁をいただきたいと思います。

○**横田 進財務部長** 守秘義務違反等の契約違反によって発生する損害額につきましては、その有無について確認ができない事項が非常に多くございます。そういった意味から、一定割

合で約款に規定することが難しいと考えております。

ただ、守秘義務違反等によって市に損害が生じたことが判明した場合、これは、その時点で、法的手段も含めて具体的に賠償請求を行うべきであると考えております。

○竹内 脩市長 裁判の動向を踏まえまして、本市として真相の解明に努めてまいります。

○出井 宏議長 これにて、広瀬ひとみ議員の質問を終結します。

○出井 宏議長 次に、引き続き日本共産党議員団を代表して、野口光男議員の質問を許可します。野口議員。

○野口光男議員 それでは、質問をさせていただきます。

この間の御答弁も聞いてきたわけですが、ちょっとはっきりしたいなということも含めて質問させていただきますけれども、お手元にありますこの資料1なんですけれども、ここで上申書の中で、承諾を受けることなく、工事関係者に対しデータを提供したと供述しているわけですが、この工事関係者はだれか。市として確認をとったのか、この点について、答弁をいただきたいと思います。

2つ目に、「大林組外の第三者に対し受託業務の一部を下請けさせた」と、このようなことも書かれておりますが、この点に関してどのような業務をだれに下請させたのか、これについて回答していただきたいと、このように思います。

続いて、この当時、談合事件に使用されることを認識していなかったと、「認識していたかについては、両名ともこれを明確に否定」しているというふうに書いてあるわけですが、このことに関して、枚方市として、どのように受け止められているのか、というこの点について、お聞きしたいというふうに思います。

続きまして、追加資料なんですけれども、この追加資料についても、この全員協議会の資料で、経過の中で、当初議運の中には出されていなかったものであります。私が市としての対応が全くこれではわからないという中で、後日、この追加資料を配られたわけですが、この追加資料を見て、私、思ったことは、非常に顧問弁護士さんは真摯にこの事件に関して対応しているというふうに思ったわけですが、このきょうの答弁に至っても、顧問弁護士さんの文書と市の答弁、食い違うんじゃないかというふうに思う点について、ただしていきたいと思います。

その一つは、2ページのところですが、監査に対しての回答と総合契約検査室に対する回答、「この二つの回答書における貴社の回答内容に相違点がある」と、このように言っているわけです。そして、また、次のページに、この2つの回答に加えて、もう一度市の調査に対して回答したものを加えた3つの回答と「まったく相違する事実が述べられて」と、このように言っているわけですが、その下に「三つの回答が虚偽であったことに」となると、このように言っているわけですが、しかし、市の方はこの文書に対して、齟齬はなかったと。このように本日に至っても言っているその理由をですね、お聞きしたいと。弁護士さんの方は、この2つの文書に相違点があったと、このように言っているわけですが、市の方はこの相違点を認めるのかどうかということでもあります。

こういうような流れの中でですね、本日の質疑の中でも幾つか言われているわけですが、この間の指名停止をした、こういう処分をしたわけですが、部長は一連の行為と、このように説明しているわけですが、この一連の行為とはどのようなことを指すのかと

いうことであります。

また、「不正又は不誠実な内容」という、この内容とは具体的に何か説明していただきたいと思います。

そして、石本建築さんから上申書をいただいた後、この上申書は何を意味するのかというふうに考えたときに、なぜこの守秘義務の違反をしたのか。そして、市に断りもなく再委託をしたのか。再三の市の調査に虚偽の回答をしたのか、このことに関して、市として問いただしたのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

また、今回の第2清掃工場の建設に至っては、建設工事では既に施工業者である大林組の元顧問が談合罪ということで刑が確定をしております。そして、この建物の設計をした今回は石本建築が不正をしたということが明らかになったわけです。すなわち設計も建築も不正が行われていたと。じゃあこの両者の関係はどのようになっているのか、これを市は明らかにする必要があるのではないのでしょうか、この点の見解を伺いたいというふうに思います。

そして、枚方市の損害なわけですけれども、この間、私も住民訴訟の一員として、原告の1人として、この記録を読んできたわけですけれども、本当にこれが意図的に大きな建物にされてきた、その経過が非常によくわかります。通常、清掃工場はプラント設備工事と土木建築工事の割合が6対4ないしは7対3、このように言われておりました。枚方市のプラント工事は57億7,500万円、そういうことですから、したがって、この比率を掛けた中で41億円の範囲内でおさまると市は思っていたわけです。当然、こういう形で進めていった中で、結果として、この東部清掃工場は116億円以上かかった結果となります。通常の計算でいきますと、7対3、6対4、こういう計算でいっても、19億円程度高く、結果としてですけれども、この費用がかかった。これだけ市民の税金がむだに使われたということは市民の、市の大きな損害でもあります。その原因をこの石本建築が作っていたと。当初、一番最初に見積書が出てきた図面は、93億円もの見積もりであります。市の倍以上、予想を上回る、こういう図面が出されてきたわけです。この中で、明らかに施工、談合のチャンスを狙っていった大林組と石本建築事務所が共同していたからこそ、この建築規模が大きくなった原因と考えられるのではないのでしょうか。施工する方にすれば、工事費用が大きくなればなるほど、自分のところの実入りも多くなるわけですから、こういうことを共同して行ってきたと、このようにも考えられるわけでありまして。

そして、こういう中で、とんでもなく大きな建物が出てきたがために、担当の職員の皆さんは大変苦勞して、この設計を見直し、金額を抑え込むことに大変な苦勞をした。まさしく市に対する業務妨害をやっていたと、このように考えられるのではないのでしょうか。

特に、枚方市は、100億円程度の清掃工場というのは前から言われていたわけですから、プラント整備工事が決まれば、契約金が決まれば、残りの金額がわかる。わかる上でこのようなことをしてきたということから見ても、業務妨害としての損害はあるのではないかと、このように思っているわけでありまして。

そして、今回の石本建築は謝罪金として506万円払ってきた。契約金の1割程度だと、このように言っております。すなわち契約金は5,000万円を超える金額が払われているわけです。しかし、記録の中ではそのうちの外注費を1,700万円、これを大林組が負担したとまで、このように言われているわけです。そうなるならば、市民の税金であるこの設

計委託料が不当に扱われていたと、こういう損害にもなるわけであります。石本建築事務所による市の損害について、どのように考えておられるのか、お伺いをしたいと、このように思います。

そして、談合防止対策についてですけれども、審議会の設置についてです。

先ほども質問がありましたけれども、私は、この審議会の対策を練るに際して、当局から説明を受けたのは第2清掃工場の検討会議だけしか外部委員会には報告してないということであります。すべての審議会、これらの今の状況、このことを考えれば、もっと抜本的な見直しをする必要があると、このように思いますし、既存の審議会でも年度を機に構成からこの見直しをしていくべきであり、審議会の透明性を高める制度の確立が必要ではないかと、このように思いますが、見解を伺います。

事業費の積算についてであります。今年の決算でも、私は歩切りということを指摘しました。国土交通省でもこれはしてはいけないと、このように指示が出されているわけですが、これに対し、市の答弁は市場実勢価格調整だと、このように言われたわけですが、しかし、実際、この20%を無理やりカットしたわけであります。そのことが不応札の原因になった。その原因と対策が今回の談合防止策には入っていないのではないかと、このように思うわけです。

そして、もう一つは、予算の設定の仕方に関しては、一定の方針が書かれておりますが、この今回の談合事件での問題である予定価格、設計金額の決め方、この部分における対策が書かれておりません。

今回、私がいただいた資料をみますと、予算を抑え込む、この会議の中で大変苦労している。その中で20%カットしていく、こういう方針を決め、それがそのままいってしまったということであります。

このような歩切りという問題は、品質の面でも、そして下請事業者の面からも大きな問題だということは、既に社会的にも認知されている事実であります。このような予定価格、そして設計金額の改善について、どのようなことを考えているのか、お伺いをしたいと思います。

そして、契約・入札制度の改革であります。私のこの間の質問の中でも、これまでの契約案件の再調査を求めてきました。今回、この設計委託の事業者が自ら契約違反をしたと、このように言われているわけであります。指摘されなければ通ってしまう、こういうことが過去にも、ほかにもあるのではないかとということを含めて、これまでの契約案件について、高落札率の契約案件など、また、その傾向、そういうことを分析した上で、談合防止策を検討すべきではないかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

次に、内部告発制度についてですが、なぜいまだに実施をしないのか、全く理解できません。今、実施したら困ることでもあるのか、このようにも思っています。

また、当然、このような枚方市の談合事件から見れば、当然、通報先は外部、法律事務所などにすべきだと思いますが、見解をお伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○横田 進財務部長 財務部に関する御質問に、順次お答えをさせていただきたいと思っております。いわゆる今回、入手しました、住民訴訟を前提として入手した刑事確定訴訟記録は、その

取り扱いについては慎重を期す必要があるというふうに考えています。

今回、石本に関して、刑事確定訴訟記録に基づきまして行いました調査は、契約違反に関するものでございまして、守秘義務違反及び承諾なくして第三者に業務の一部を委託した、あるいは成果物等のデータを提供したというような部分について、いわゆる調査を行いました。その結果、この上申書でいわゆるその部分について認める内容となっています。

上申書が提出されました以降、いわゆる上申書に対する調査の中で、石本からは上申書で出したことがすべての回答であるというような回答をいただいています。

それから、いわゆる不誠実な行為とは何かというような御質問がありましたが、いわゆる契約違反、あるいはそれ以降の対応等については、やっぱり不誠実な行為であるというふうに認識をしています。

それから、もう1点、これまでの契約案件について、すべて検証すべきであるという御質問に対しまして、これまでの契約案件につきましては、3,000万円以上の建設工事については入札監視委員会の審査も受けており、また、談合情報等が寄せられたものについては、談合情報マニュアルによる手続を行ってきております。今までのこういうような、先ほどのいわゆる高落札率、あるいはいろんな契約状況をにらみ合わせた中で、今後の契約の改善については常に努めてまいりたいというふうに考えています。

○井原基次理事兼企画財政部長 審議会についての御質問でございますが、既存の審議会におきましても、委員の改選時期に合わせ、必要に応じて委員構成等について関係部課との協議を行っていきたいと考えております。

○寺農 齊公共施設部長 枚方市の損害額について、お答えします。

今回の設計では、ごく一般的な工法の選択であり、工法により特定業者に有利に働くものではありません。

また、積算においては、本市担当者が使用数量を計算書にてチェックをしておりますし、各々の単価についても建設物価や積算資料などの刊行物による単価の採用を原則としております。このようなことから、請負者が不当に利益を生み出せるようなものではないと考えております。

当初の93億円というのが報告されましたのは、プラントのメーカーであります川崎重工の機器配置計画をもとに概算を計算したものでございます。余りにも開きが大きかったため、その設計を中止し、川崎重工の機器配置計画の見直しを行い、計5回の縮減を行い、予算額に近づけていったものでございます。

もう1点、事業者からの積算を継承するための対策についてでございます。

事前の工事管理部門との設計協議を活用することや、事業部門と予算部門の協議を十分行っていくことで、お互いに意思疎通が強化できるものと考えております。

○長沢秀光総務部長 続きまして、内部通報制度につきまして、お答えいたします。

今回、先ほども申し上げましたように、内閣府国民生活局策定ガイドライン、これを参考にいたしまして、内部通報処理のフロー図、これを整理してまいりました。このフローを作るに当たりまして、その整理の過程の中で、課題の一つとして、事項として挙げておりますので、今後、他市の状況なり、その効果、これについて引き続き検討してまいります。

時期につきましては、当初3月末の予定としておりますけれども、早期の制度化に努めて

まいりたいと思います。

○野口光男議員 この上申書に書かれている事業者というのは一体だれなんだということで質問したわけですが、答弁がありませんでしたけれども、確認をしていないということだと思いますが、この間でも、この石本建築と大林組の関係、これについて、市の方としては明確に言おうとしていない、こういうことがありますけれども。しかし、この設計協力については、石本建築が大林組に頼んだものではなく、大林組が石本建築に頼んできたというようなことが、先日の9月13日の読売新聞の夕刊にも、ここに持ってきましたけれども、書かれているわけですね。（資料を示す）ここでは、「関西は大林組の力が強く、要請を断るのは非常に難しい。今となっては軽率な行為だった」と、このように言っているわけです。このようなことを石本建築事務所自身が言ってるわけですがけれども、この新聞記事は読まれたと思うんですが、これに対して枚方市はどのように考えているのか。

また、これを受けて石本建築に確認をとったのか、お伺いをしたいと、このように思います。

そして、この上申書の中で成果物と、このようにも書かれているわけですが、一体だれの成果物なのかということでもあります。今回、記録の中では、いわゆる管理棟、この部分は石本建築がやったけれども、ほかの部分について、例えば意匠設計、これについてはS建築設計と、構造設計、これは大林組の構造設計部門がやったと。そして、積算、これはA建築事務所と、このような形で振り分けられているわけですね。一体だれが作った、設計した成果物なんだと。一体何割をその事業者がやれば、その事業者の成果物と言えるんでしょうか。この点について、市の見解、お伺いしたいと思うんですがけれども、こちらに石本建築事務所さんのホームページがありますけれども（資料を示す）、こちらには枚方市の第2清掃工場というのは載ってないわけでありまして。こういうことを考えても、一体だれが作った成果物なのかと、非常にこの辺はやっぱり市としてその成果物の品質を確認する上でも点検していく、こういう必要があるんじゃないかと、このように思います。

そして、先ほど部長さんが答弁されましたけれども、この間の調査は、契約違反に関する調査なんだということでもあります。しかし、先ほど市長さんは、この間の真相究明をしていく姿勢を言われましたけれども、それでは市長さんになってから、この間、真相究明でどのような指示を一体出したのか、この点についてお伺いをしたいと、このように思います。

石本建築事務所の部分が、今回の談合事件の真相究明、解明ではなかったら、枚方市は一体今回の談合事件で何をしてきたのか、この点についてお伺いをしたいと、このように思います。

談合防止対策について、全般的に先ほど回答がありましたけれども、市としての真相究明をする、こういう姿勢が本当にあるのかという問題であります。この辺は改めてですね、市のこれまでの経過を含めた調査をしていく、そういう必要があるんじゃないかと思ひますし、この間の調査というのは、いわゆる検証をしてきたということでもあります。それがなぜそのようになったのかという、この調査をやはりすべきではないんでしょうか。そういうこともせずに談合防止対策ということでは、非常に不十分ではないかと、このように思っております。

一つ一つの工事の過程において、一体何が問題だったのか。そして、どのようにしたらそ

れを防げるのかということを検証する上でも、今の外部委員会ではなく、新たにこの調査を目的としたそういう委員会を設置すべきではないでしょうか。

特に、契約、そして入札、この制度改革、これについては、今後も工事の契約も洗い直して新たな調査をして、そして対策をするべきだというふうに思います。この点でも見解をお伺いをしたいと、このように思います。

○横田 進財務部長 いただきました御質問にお答えをいたします。

まず、新聞報道等の部分について確認をとったのかという部分については、石本建築事務所の方に、こういう取材があって、こういうふうに答えられたのかという質問の中では、この内容については答えていないというふうな回答をいただいております。

枚方市が常に調査の対象にしておりました、いわゆる契約違反の部分についてはすべて向こうは認めておりますので、それ以外、例えば刑法犯罪的な要素があるような部分については、すべて司法の場で判断されるべきというふうに私どもは考えております。

それから、外部委員を入れた入札制度の委員会の設置に関する質問でございますが、談合防止対策の構築または取り組みの中で、入札監視員会議の取り扱う対象を拡大するということとしておまして、この会議において、今後も透明性を高めるための議論をいただけるものと考えております。

○竹内 脩市長 本件事件の解明について、どのように市長として職員を指揮してきたのかという御質問であります。調査・談合防止対策委員会、外部委員会を設置いたしまして、先ほどから申しておりますように、刑事事件に関することにつきましては、裁判の起訴に委ねられるというものもございますが、私ども市役所の職員、組織の問題として今回の事件に至る経過の中で、改善すべきところはあるのかないのか、このことにつきましては真摯に対応するよう各位に対し指示いたしまして、非常に限られた時間の中でありまして、外部委員会において見解をまとめていただき、またそれをこの委員会におきまして、具体的にどのように対応していくのかを取りまとめさせていただいたところでありまして、私ども、そういうことでもって真摯に問題に立ち向かっておるつもりでございます。

○野口光男議員 先ほど質問した中でも、いわゆる工事の外注の件ですね、再委託の件、これについて全く御答弁がないわけですが、この点どのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思いますし、また、市としてもやっぱり損害賠償、この500万円で本当にいいのかと。謝罪金という名前でありますけれども、枚方市として、どのぐらいの損害があったのかということも市としても検討すべきではないかと。そういう意味でも、この設計工事に関して、もう一度市として調査をする必要があるのかと、このように思います。

そして、市長さんの答弁ですけれども、外部委員会によってこの間検討してきていると。しかし、その前段は、この談合事件に関しては、いわゆる刑事裁判が行われていると。これを見守るということでもありますけれども、この談合事件の中でもですね、市として調査できる部分があるのではないかとということでもあります。それがこの間、指摘させていただいております石本建築事務所の問題であります。これだけいろいろとやることを変えているわけですね。新聞社には確かにこう書いてあるわけですね、この記事では。いわゆる要請を断るのは難しかったと。ということは、大林組から要請を受けたということでもあります。それを市が聞けば、いやあれは違いますと、このように言っている。全く納得できない、こういう

対応に終始しているわけですね。当然、市が発注した工事で契約違反をしたわけですから、謝罪金を持ってきたと。しかし、市としては、さらに損害が明らかになれば、賠償請求していくと、このように言っているわけですから、石本建築事務所の担当者を呼んで、この細部についてちゃんと調査をなぜしないのかと、もうしないのかどうか、この辺ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、これは石本建築事務所が設計したものだ、本当に言えるのかどうかということもありますし、この間の事実経過も含めてですね、本当に枚方市に大きな損害を与えた談合事件と何のかかわりもないのかというようなことを、市として現段階で確認をしていく、そういう必要があるのではないのでしょうか。

市としてさらなる調査をしてですね、そして、早く市民の損害、市の損害を明らかにして、賠償請求をするべきだと、このように思いますし、また、この談合事件に関してですね、刑事裁判を見守るのではなく、できる範囲をやっぱり調査をする、そういう姿勢を市長さん、ぜひ示していただきたいと、このように思うわけですけども、いかがでしょうか。

以上で3回目の質問を終わります。

○寺農 齊公共施設部長 答弁漏れがございまして、申し訳ございません。

2回目の御質問で、再委託の関係でございます。

建築設計につきましては、構造設計から意匠設計に至る分野にそれぞれ専門的な要素が含まれておりまして、必要に応じて多くの専門業者からの資料提供や見積もりを技術的な関係で聴取することがあります。ただ、受注資格のある建設業者を今まで承諾したことはございません。

それと、もう1点、市の損害の件につきまして、先ほども御答弁しましたけれども、今回の設計では工法により特定業者に有利に働くものではありません。また、積算においては、本市の担当者がチェックをしておりますし、単価につきましても建設物価、積算資料などの刊行物による単価を採用しております。このようなことから、請負者が不当に利益を生み出せるようなものではないと考えております。

以上でございます。

○横田 進財務部長 お答えをいたします。

承諾なく再委託をされたことについては認めています。そのことによって、私どもで言う契約違反ということの認定をいたしました。それを認めていますので、その部分についての調査は終わっているというふうに考えています。

それから、損害があったという部分では、例えば設計の操作など、そういった部分での損害額があるような内容の記録というのは、どこにも私どもの部分では発見ができておりません。多くのいろいろな、いわゆる契約違反等以外の部分の事実確認等については、司法の場にお任せをすることで、本市としては、契約違反に関する調査は、もうすべて終了したものと考えております。

○竹内 脩市長 談合事件に関する債務につきましては、刑事裁判の行方を注視していきたいと考えております。

○出井 宏議長 これにて、野口光男議員の質問を終結します。

○出井 宏議長 次に、民主市民議員団を代表して、堀井 勝議員の質問を許可します。堀井議員。

○堀井 勝議員 民主市民議員団を代表させていただきます、全員協議会にお示しの3つの案件について、順次質問をさせていただきます。

既に、5名の方々から御質問されておりますので、できるだけ重複しないようにしたいと思います。もし重複するところがあったら、失礼をおわびしたいと思います。

まず最初に、談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について、3点お尋ねをいたします。

1つは、談合防止や、入札の公平性、競争性、透明性を高める観点から、「総合評価方式について研究・検討を行う」と、こうなっているわけですが、結論はいつごろ出されるつもりか、お尋ねをいたします。

次に、さきの第2清掃工場談合事件の際に、入札監視委員会がその責務を果たしていないというような報道がされたと思うんですが、どのような改善がなされたのかということをお尋ねいたします。

3点目は、審議会の原則公開及び会議録の全面公開をどのように保証されるかについて、お尋ねをいたします。

次に、「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について、今、広瀬議員そして野口議員から大変懇切的な質問や、また答弁もありましたので、できるだけ重複を避けたいと思いますが、まず調査経過からであります。平成19年11月28日に送付された調査文書の内容及び出された部署はどこか。

2点目は、また、その回答を受け取った部署及びその内容を行政内部でどのように取り扱われたのか。

3点目は、平成20年4月8日、平成19年11月15日付本市代表監査委員職務代理者の調査に対する回答との相違点の有無について、平成20年3月26日付再調査文書に対する相違点はない旨の文書回答を受け取ったとあるが、本市はこの回答内容を納得していたかどうか、お伺いいたします。

4点目は、一連の調査の調査経過を顧みますと、本市は、04年5月の設計業務の入札以来、本年6・7月刑事確定訴訟記録（写）が判明するまでの間、株式会社石本建築事務所にだまされ続けてきたということになると思うんですが、いかがお考えでしょうか。

次に、資料1の上申書を読ませていただいていた質問でございますが、上申書には、「貴市の事前承諾を受けることなく工事関係者に対し、本契約5条等に定める成果物等に関するデータを提供した」とあるが、この時点で、石本建設事務所が申し出ていけば、本市は入札前であっても、工事関係者に設計資料の提供を承諾することがあるのかどうか、お伺いいたします。

2つ目は、石本建築事務所は、大林組ほかの第三者に受託業務の一部を下請させた。これは、先ほど野口議員からも話がありましたように、去る13日の読売の夕刊の報道であります。そういうことを認めていますが、本市はそのことを確認されていたかどうか、お伺いをいたします。この時点でですよ。

また、この調査に関し、本市の石本建築事務所への事前聴取は内容も含めて適切であったと思われるかどうか、お伺いをいたします。

次に、新病院の整備についてでございますが、現在、全国の自治体病院の約74%が赤字

経営と言われております。去る8月22日、千葉県銚子市立総合病院でも、医師不足と18億強の累積赤字のために休止をされたという報道がされております。

本市では、幸いなことに、病院事業管理者、それから病院長の病院経営に係る執拗なまでの執念と、医師、看護師、そして事務局の皆さんの頑張りで、全国の自治体病院の中であって、数少ない黒字経営を続けてくださっています。御尽力くださっている皆様に、この場から厚く御礼を申し上げます。

さて、こうした中で、多くの市民の御要望にこたえて、新病院の建設計画の御提案をいただいておりますが、私は3点について、質問をさせていただきます。

まず1点目は、災害時の医療拠点を目指してどのような整備を考えておられるか。

2点目は、北河内唯一の公的病院ということで、小児医療、産科医療の充実をどのように進めようとしているか。

3点目は、整備実施計画はコンサルティング会社に委託されていますが、けさから議論をいたしております東部清掃工場の建設工事等にかかわる石本建築事務所と大林組との関係に類するような事態が断じて起こらないための保証をどう確立されるか。

この3点について、お伺いし、第1回目の質問を終わります。

○横田 進財務部長 財務部にいただきました御質問に、順次お答えをさせていただきます。

総合評価方式の研究、検討の結論の時期等についての御質問ですが、総合評価方式につきましては、引き続き庁内の検討会議で協議を行ってまいります。現在のところ、平成21年度に向け幾つかの工事について、国土交通省のガイドラインやモデルを参考にするなどし、試行的に実施をしてみたいと考えております。試行実施後につきましては、継続的に検証、評価をし、必要な見直しを行ってまいります。

それから、次に、入札監視員会の業務の改善等についてですが、入札監視員会議では、契約後の入札及び契約手続状況の審査だけでなく、他市においても例の少ない談合情報に関する審査、大規模工事の入札方法などに関する意見などもいただいております。入札・契約制度に対する助言や競争性を高める観点から、活発な意見をちょうだいし、十分な職責を果たしていただいているところでございます。

また、今回の改善点といたしましては、請負工事についての審査対象の範囲を、これまでの3,000万円以上から250万円以上に拡大し、より広範囲な審査を実施するとともに、監視員の氏名や議事内容の公表にも取り組んでまいります。

次に、調査の経過ということで、平成19年11月28日の調査文書の内容及び出した部署という御質問でございますが、当該工場建設工事に絡む談合事件の公判において、大林組元顧問山本正明被告が検察尋問の中で、石本建築事務所に接触し、図面の入手、作成等の手伝いをしたとの供述があることから、このような事実があるかどうかの質問文書を総合契約検査室において作成し、送付をいたしました。

回答文書につきましては、総合契約検査室で収受しました。内容としましては、大林組から本件の業務を特定しての協力は受けておらず、秘密の保持に違反した行為は行っていませんというものでございました。この回答については、行政内部で情報の共有を行っております。

その後、監査への調査に対する回答の相違点等についての質問ですが、この時点の調査に関する回答内容は、表現の違いがあっても、回答の趣旨には差異はないと判断をしております。

した。

次に、一連の調査経過を顧みたときの、いわゆる判明するまでの間の石本の回答内容についてですけれども、石本建築事務所に対しましては、今回のことが判明するまで2回にわたり調査を行った結果、契約違反と断定する判断には至りませんでした。しかし、刑事確定訴訟記録（写）に基づき調査をした結果、契約違反を認めたものでございます。

次に、関係工事者に対する設計資料の提供を承諾することがあるのかどうかという御質問には、後ほど公共施設部の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、次に、新聞報道等についての御質問でございますが、住民訴訟を前提として入手した刑事確定訴訟記録（写）であり、その取り扱いについては慎重を期す必要があります。今回の調査は契約違反に関するもので、守秘義務違反及び承諾なく第三者に業務の一部を委託させたことなどについては確認を行いました。その他の事項については、承知しておりませんが、今回の調査に関しましては、適切な内容であったと考えております。

以上でございます。

○長沢秀光総務部長 続きまして、総務部の方から審議会等につきまして、お答えいたします。

これまでから審議会等につきましては原則公開としてまいりました。その会議の中で取り扱われる内容が当該会議において、枚方市情報公開条例第6条の規定に該当する情報に関する審議を行う場合、もう一つが会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められる場合、こういった場合には、1回目の会議の際に非公開とされてきたところであり、今後もこの対応が変わるところはございません。

会議録につきましては、今回の見直しで発言内容について筆記し、会議録として作成する等整理をいたしました。その上で、会議録の記載内容を平準化するために法制室が関与する仕組みを導入しておりますので、ここで形式等につきましてチェックが入ることとなります。

この作成されました会議録を公開するに当たりましては、枚方市情報公開条例に基づいて非公開情報の有無等を精査した上で、全部公開となるのか、部分公開となるのか、また非公開となるのか判断されることとなります。

このような客観的な立場としての法制室のチェック、関与、それと条例の順守により、今回の取り組みの趣旨の担保、保証につながるものと考えております。

○寺農 齊公共施設部長 公共施設部から順次お答えします。

まず、再委託に関する質問でございます。

建築設計につきましては、多くは構造設計から意匠設計に至る分野にそれぞれ専門的な要素が含まれており、必要に応じて多くの専門業者からの資料提供や技術的な聴取を行っております。そういうことで完了します。例えば建具工事、家具工事などの工種ごとに図面を提供し、協力を求めていることはあります。

今回の場合においては、成果物を提供したものではありません。また、事前であっても同様でございます。

次に、病院に関する、災害時の医療拠点を目指し、どのような整備にするのかということですが、新病院の災害時における医療機能の整備について、お答えします。

昨年策定した新病院整備計画におきましては、整備の基本方針の中で新病院の取り組みとして、「枚方市の災害医療センターとして、災害に即応できる体制を確保し、市民の安全を

守ります」としています。

さらに、災害医療センターの役割として、「市の医療拠点としての患者の受入れ」及び「災害拠点病院等と連携した患者の受入れに係る地域の医療機関間の調整」としています。

この役割に対応するため、災害現場等から搬送された患者の受け入れのために必要となるスペースとし、講堂やリハビリ室等を活用できるよう整備するとともに、免震構造の採用や自家発電設備の設置など、災害時における病院機能維持のための機能整備を行うものとして、具体的な内容を現在進めている整備実施計画において検討しているところです。

次に、整備計画はコンサルティングに委託していると。今回のような事態が断じて起こらないための保証をどう確立するかでございます。

今回発注の業務は、設計業務ではありませんので、御指摘の内容は当てはまるとは考えておりません。御指摘の内容については、今後、気を付けながら業務を進めてまいります。

以上です。

○人見泰生市民病院事務局長 小児医療、産科医療の充実について、お答えいたします。

現在、全国的に小児科や産婦人科の医師、特に病院勤務の医師が不足している状況にあります。

市民病院では、大阪医科大学を初め地域の医師会や関西医科大学附属病院の協力を得まして、24時間365日の体制で小児救急患者を受け入れています。

新病院整備計画では、市民病院の特色としまして、小児医療センターを掲げており、引き続き子どもを安心して産み育てられる環境の整備に努めていきたいと考えております。

次に、産婦人科医療の充実についてでございますが、本市には、3次医療を担う総合周産期母子医療センターとして関西医科大学附属枚方病院が存在していますが、一方、2次医療を担う機能が欠けております。

新病院では、この2次医療を担う地域周産期母子医療センターレベルの機能を整備しまして、この地域におきます地域の産婦人科医や大学病院との適切な役割分担を図ることで、地域で安心してお産ができる体制を確保していきたいと考えています。

○堀井 勝議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

一番最初の談合防止対策の構築に向けた取り組みについてですが、今、総合評価方式を検討、研究をしていると、こういうように改善のところに書かれてあるわけですが、私は、総合評価方式というのが一番多面的に見られていいんじゃないかなというように思います。これからいろんな事業、工事に取り組みれると思いますが、できるだけこれを進めていく、そういう積み重ねですね、そういうものをぜひお願いしたいなというふうに、これは要望にとどめておきます。

2つ目の入札監視員さんの責任を果たしてなかったと違うかという、その去年の新聞報道ですけど、やっぱり私は、新聞報道が正しい、今述べられたお答えは、ようやってもうてまんねんという、監視員さんがすごくようやっていたいようなお褒めの答弁であったと思いますがね、もしそれであれば、恐らくあの第2清掃工場の談合問題もある程度は話題になっていたというように思うわけですが、言い方は悪いですけど、本当に素通りをしていったような感じですから、何ら問題になってない、その辺の取り組みをこれからですね、契約金額や、そしてから、監視員の氏名や議事の内容を公表すると、こういうように先ほど

御答弁いただきました。ぜひこれから、何ぼか額を、そんな細かいものまで必要ないと思いますが、議会に提案される場合には、そういったことを添付して、ぜひ議会にも報告をいただきたいなど。これも要望にとどめておきます。

それから、審議会の原則公開及び会議録の全面公開をどうしていくかと。これは情報公開条例とか、いろんなことを今答弁で述べられましたけども、今の時代ですから、どんどん情報公開を進めていくということが重要ではないかと。だれかが、わずかな人間がいろんな情報を持っていることによって、お砂糖にアリが群がるように、そこにいろんな業者がいろんなところから群がってくるわけで、そうすると、そこからいろんなことが漏れていくということではなくて、情報を皆さんが共有するということが、私はいろんなこの事件、事故を防ぐ意味ではいいんじゃないかというように思いますので、こういったことをぜひこれも情報公開をもっと進めていただくように、これはもう市長さん、強く要望をしておきます。

それからですね、先ほど石本の問題で、私は2004年5月から石本にだまされてきたんと違うかという大変言い方悪いですけど、そんな質問をさせていただいて、これはお答えになっておらない。何か「契約違反と断定する判断には至りませんでした」という答弁なんですけどね。簡単に言えば行政はだまされ続けてきたというように私は思うんです。そのことをやっぱりはっきり、行政の方はなかなかお役人、また官僚の皆さんはね、自分たちの間違いを絶対認めない、これは一貫して国の官僚から地方行政に至るまで、自分たちの間違いを間違いでしたということを絶対認めない。だから今、日本の国がこういう状況になっているわけですから、やっぱり人間ですから、やったことに間違いあれば、これは間違いでしたと、改めて取り組みますという謙虚な気持ちがね、ないと、私はこの世の中いかにん違うかなというように思うわけです。

特に、市長さんにおかれては、えらいこんな言い方悪いですけども、35年間大阪府庁の天皇のような立場で君臨されてこられた方ですから、そういうのはもう本当に全身、身に付いていると思うんですね。だから、もっと市長さんは謙虚にですな、やっていただきたいなど。これはもう注文しておきます。

それから、この第2清掃工場の委託契約の問題で、先日の新聞を見ますとね、石本建築の後ろで大林が1,700万円ほどの設計をお手伝いしようとかいうような甘い言葉を言いながら、その設計の図面を手に入れて、後ろで操っていたとかいうように私は思うんですけども、そういう図面が入手されることによって、工事の入札等も自由にやっていけるんじゃないかというように予測されます。

そういう意味で、第2清掃工場の大林組はすべて意のままに枚方市を動かしてきたと言っても間違いのないぐらい、枚方市はうまく利用されてきたんじゃないかなというように思います。

それとまた、石本建築事務所はですね、大林組、両方ともが手助けをしているという、そういう関係だと思んですが、そういう意味では、補助的役割を果たしているし、こういったことを考えますと、この行為は談合幫助に値するんじゃないかというように思うわけですが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、この分の最後になりますが、市長にお尋ねをいたしますけども。一連のこの事件で本市が被った被害は、市の名誉も含めて大変大きなものがあると思います。失った行政

への市民の信頼回復にどのように果たされるのか。

また、今申し上げましたように、これまで取り組んでこられて、どういう反省の上にこれからの取り組みをしていこうとされるのか、市長にお尋ねをいたします。

最後に、市民病院の関係ですが、今言われたように、いろんな意味で北河内の公的病院、拠点病院として市民初めこの広域の市民の皆さんの期待にこたえられるような立派な病院をぜひ建設をしていただきたい。このことを申し上げておきます。

ただ、部長からお答えありましたように、コンサルティングですから、石本建築事務所と大林組との関係みたいなことはありまへんと、こういうことなんです、これは僕は甘いと思います。雨が降ったらね、その雨がずっとその下へ通るんじゃないし、雨が降ったらどっちへどあつと水がね、地下に浸透していくがごとく、いろんなコンサルティング会社であっても設計事務所であっても、その情報はいっぱい流れていくと。そういうことがまたこういう談合につながっていくわけですから、この点を十分注意していただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○横田 進財務部長 大林組と石本建築事務所に関する御質問にお答えをいたします。

御質問の大林組と石本建築事務所との御指摘のような関係につきましては、承知をいたしております。

談合の補助的役割を果たしたか否かについては、石本建築事務所は否定をしております、談合幫助につきましては、司法の判断に委ねるべきであると考えております。

○竹内 脩市長 昨年、本市が発注しました東部清掃工場の工事を巡りまして、談合事件に本市がその渦中にあったわけでありまして、半年間にわたりこのことが大きく報道される、その中におりまして、本市の名誉あるいは本市市民が非常に大きな精神的なダメージを受けたということは、私も一市民として、そこのところは強く感じているところであります。

私としましては、この件につきましては、一日も早く、この事件が談合というのはる述べられておりますが、あくまで業者側が行う犯罪であるわけでありまして。犯罪行為として、市が犯罪の当事者であるわけではありません。あくまでも犯罪の当事者は相手方でありまして。それに対し、市の関係者がかかわったかどうか、かかわったとすれば、官製談合という判断になるし、かかわらなければ通常といいますか、そうではない談合であるということになると思います。

そういう意味におきまして、どちらにしても、枚方市という立場からすれば、いずれにしても単なる談合であり、官製談合であれば、枚方市が大きな被害者であるわけです。そういうことでもありますので、その後市政を担当させていただいた私としては、少なくとも市役所の内部において、相手側のその行為に対し、本市として、市役所として、やるべきことを精いっぱいやらなければならない。そのような思いで談合防止の対策を取りまとめさせていただきました。その取りまとめさせていただいた内容を着実に実施することによって、本市の工事発注業務を中心としまして、市政に対する市民の信頼回復に取り組んでいきたいと考えております。

○出井 宏議長 これにて、堀井 勝議員の質問を終結します。

○出井 宏議長 次に、改革市民会議を代表して、池上典子議員の質問を許可します。池上典

子議員。

○池上典子議員 7番目ということで、重複する部分については、なるべく割愛させていただきたいと思いますが、一步踏み込んだ答弁を期待するものに対しては、重複をお許ししていただきたいと思います。

案件1でございますが、談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況について。

談合関係については、私どもの会派から高橋議員が一般質問を既に予定しておりますので、詳細はそちらに譲りたいと思いますが、気になった2点について、お尋ねいたしたいと思います。

今回、談合防止対策の構築として、いろいろな改善策を提案していただいておりますが、この改善策が現に実施されていたとしたら、昨年の談合事件は起きなかったのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

また、資料1に審議会委員の選任手続フローが示されておりますが、審議会委員の女性比率は35%となっております。昨年の事件の中でも被告はもとより、事件関係者にも女性が1人もいなかったと記憶しております。今後、枚方市のすべての審議会に適用されるわけですから、少なくとも女性比率は40%以上としていただきたいと考えますが、見解をお尋ねいたします。

案件2 「仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託」の調査及び回答について。

いただいた資料については、何度も目を通して、質疑の中でも、もう一つよくわからないのですが、石本建築事務所から9月4日に申し出のあった506万7,720円は、法的に言うと一体どのようなお金なのでしょうか、お尋ねいたします。

案件3の新病院の整備について、お尋ねします。

整備総事業費について、165億円とされておりますが、これは土地、建物、医療機器等すべてを含んだ額なのでしょうか、お尋ねします。

また、国からのお金、枚方市の一般会計からのお金、病院の負担、その他入ってくる可能性のあるお金について、それぞれの見込み額をお示してください。

次に、PFIについて。

私個人は懐疑的なものを持っておりますが、先ほどの井原部長、寺農部長から、今回の事業に関してはPFIの手法は行わないとの明確な答弁をいただきましたので質問は取りやめますが、入札における総合評価方式についても再度慎重に検討されることを要望しておきます。

また、計画されている新病院は、現在の病院と比べ、かなり大きなものになるはずですが、総床面積でどれほど変わるのか。そして、どのような部分がどのような理由で変わるのかをお示してください。

院内保育所については、以前から申し上げてきましたが、子育て中の医師、看護師獲得への大きな武器ともなりますので、今後は運営方法等も含め、研究をしていただきたいと思います。

また、7階の感染症病棟に8つのベッドが予定されております。今の病院にも感染病床が8床ありますが、その運用状況をお尋ねします。

また、法的に設置義務があるのかどうかをお聞かせください。

新設の場合、1床当たり3,200万円程度の費用がかかると言われておりますが、この感染病床8床については、どこからどのような補助が出るのかもお尋ねします。

次に、新病院がそのまま廃業では困るわけですが、医師不足、看護師不足への戦略を再度お聞かせください。

また、森田院長には新病院に骨を埋める覚悟のメッセージをいただきたいと思っていたのですが、場所を変えてほしいと小池事業管理者からたつての要請があり、これは決算特別委員会でお聞かせいただきたいと思えます。

緩和ケアセンター、ベッド数が20床なのですが、具体的にお示してください。

また、在宅医療等も含めた緩和ケアの考え方についてもお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、以前から申し上げておりますが、市民病院を利用されておられる患者の3割は、他市の患者です。中でもお産、小児、24時間救急については、医師不足も含め、今後ますます厳しい状況が懸念されております。新病院の建設に際して、周辺自治体にも建設費用の応分負担を求めるべきだと考えますが、見解をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○長沢秀光総務部長 総務部の方から、談合事件が起きなかったのではという問いにお答えいたします。

直接のお答えにならないかもしれませんが、本年2月25日に、第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会からのこれまでの検証結果の報告を受けて、この間、庁内の検討組織を設けて論議してまいりました。

外部委員によります委員会において、事務処理過程の検証においても、本市の契約制度については、郵便及び電子入札制度の導入など、評価できる点が多くあったとされましたが、さらなる談合防止対策を構築するため、談合防止マニュアルの全面見直し、賠償金の率の引き上げや指名停止期間の延長等のペナルティーの強化、適正な事業費の積算のための仕組みの整備、会議録の公開のルールの見直しといった改善策を実施することにより、市内部の事務処理や意思決定の過程において、談合が入り込む余地がなくなることにつながるものと、このように考えております。

○岸 弘克市長公室長 審議会等における女性委員の比率について、お答えいたします。

審議会等の女性委員比率35%以上というのは、枚方市男女共同参画計画の第3次アクションプログラムに基づいて定めておるものでございますので、この計画は平成22年度を目標年次としております。

議員御提案の目標数値40%以上につきましては、次の改定、平成23年度以降の新計画の策定の中で検討課題の一つとさせていただきたいと考えております。

○横田 進財務部長 石本建築事務所からの謝罪金について、お答えいたします。

今回の委託業務については、契約が既に終了していることから、契約約款に規定する守秘義務違反等の事実が判明しても、契約違反を理由とする契約解除及びこれに伴う違約金としての契約額の10%相当額の請求はできません。

しかし、今回、相手方からの申し出のあった金額は、契約期間中であれば、この違約金を支払わなければならなかったとの考え方にに基づき、謝罪金という名目ながら、違約金と同額とされたものでございます。

このことから、今回の謝罪金については、違約金に準じたものとして取り扱うことといたしました。

なお、今後、この金額を超える損害額が判明したときは、超えた額について賠償請求を行ってまいります。

○人見泰生市民病院事務局長 新病院の整備についていただきました質問に、順次お答えさせていただきます。

まず、整備事業費でございますが、この想定事業費につきましては、昨年11月に、新病院整備計画とあわせまして今後の検討を進めるための仮の枠組みとして、総額165億円と算定したものでございますが、この中には用地費、医療機器費を含めております。

今後、整備事業費につきましては、現在、整備実施計画を策定する作業の中で技術的な見地からも含め、改めて精査しているところでありまして、雨水の排水設備など、整備計画策定時点では見込んでいなかった関連整備事業費も含めて現在算定作業を進めている段階です。

また、充当財源としましては、そのほとんどを企業債によって賄うことを予定しております。その償還金等については、総務省が示す繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入金を予定しております。その他の財源については、新病院整備実施計画策定の中で精査をしております。今後、明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、院内保育所についてですが、院内保育所の運営方法については、現在のところ、検討課題としております。今後、効率的な運用を行うことや適正な利用者負担を求めることを念頭に置きまして、検討をしてまいりたいと考えております。

次に、感染症病棟についてですが、現在、感染症病床の運用状況は、平成19年度においては患者は発生しておりません。平成18年度に延べ4人、17年度に1人の入院患者を受け入れております。

この感染症病床の法的な性格ですが、平成11年4月に、それまでの伝染病予防法等に代えて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法が施行されました。

伝染病予防法では、市町村の義務として隔離病舎の設置や入院措置、患者の移送などを規定しておりましたが、感染症法では、都道府県が感染症指定医療機関の指定や入院措置、移送を行うこととなっております。

市民病院は、感染症法第38条第2項の規定によりまして、平成11年4月1日に大阪府知事から病床数8床の第二種感染症指定医療機関の指定を受けております。

新病院の整備に当たりまして、市民の生命、安全を守る観点から、8床の感染症病床の設置を予定しております。

感染症病床の整備に関しましては、これが広域的な性格を有する施設であることから、国の保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の制度がありまして、都道府県が補助する事業に国が補助するものとなっております。今後、補助金の確保に向けて関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、医師不足、看護師不足への戦略でございますが、医師、看護師の確保については、大変大きな課題でございます。1月15日に締結いたしました大阪医科大学との連携協力に関する協定に基づきまして、引き続き医師の安定的な派遣を求めますとともに、私ども市民

病院での臨床研修医や後期研修医の育成に努めることで将来の人材を育成し、確保していきたいということを考えております。

また、看護師につきましても、奨学金制度や、あるいは市民病院を研修施設としている看護学校との連携協力の体制を強化していくことによって、確保に努めたいと考えております。

続きまして、緩和ケアの件でございますが、WHOの定義では、緩和ケアとは、生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対しまして、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題などに関して、評価を行い、それが障害とならないように予防、対処することで、生活の質を改善するアプローチであると、そのように規定されております。

新病院で取り組む市民病院の緩和ケアにつきましても、患者と家族の身体と心の痛みをコントロールし、患者の生活の質を高め、心の安らぐ安全で快適な療養環境を提供するものですが、同時に市民病院の緩和ケア病棟は、入院加療が必要な患者に対して一定期間の緩和ケアを実施しながら、在宅医療との連携に重点を置きまして、地域のかかり付け医との役割分担を進めていくことを基本に考えていきたいと思っております。

○寺農 齊公共施設部長 新病院の整備についての質問のうち、床面積等に関する質問にお答えします。

新病院の延べ床面積は、資料でお示ししておりますとおり、ゾーニング図作成時点の想定面積で約2万8,900平方メートルであり、現在の病院は約1万9,000平方メートルありますので、約1.5倍となります。これは、医療機能や療養環境が変化する中で、現在の医療の状況に対応するため生じた差であり、新病院としての新たな機能の追加や病棟部門を初め各部門それぞれにおいて増加しています。

なお、面積については、最近建設された病院事例の調査を踏まえ、新たな医療機能の提供に必要な面積を確保し、適切な規模を検討しております。

以上です。

○久野邦広健康部長 新病院の建設費を周辺市にも応分の負担を求めるべきだということにつきまして、お答えいたします。

病院の建設費は、病院の開設者が負担するものであり、その財源は基本的には病院が発行する病院事業債となっておりまして、その償還に要する費用につきましては、病院事業収入と一般会計からの繰出金により確保することとなっております。

また、その一般会計繰出金のうち、基準内繰出金、すなわち元利償還金の2分の1につきましては、普通交付税により措置されており、周辺市に費用の負担を求めることは困難であると考えております。

○池上典子議員 再度の質問で申し訳ありません。

審議会委員の女性比率については、少し触れさせていただきたいと思っております。先ほどの答弁にありましたが、35%以上というふうになっておるわけですから、40%でも構わないんじゃないかなという思いもありまして、少し触れさせていただきたいと思っております。

余りマスコミなんかでも報道されなかったんですが、昨年に職を退かれた鳥取県の片山知事が就任されて1年ぐらいたったころです。鳥取県の審議会の女性比率が一気に40%をクリアされたことに驚きを持ってお尋ねしたら、40%を超えてないと判こを押さないよと言ったら、行政マンってすごいですねえ、それからちゃんと40%で持ってきます、それだけ

です、でも、僕は男性比率も40%を求めますよと片山知事がさらさら、いとも簡単におっしゃったんです。今後の市長の頑張りに大いに期待いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、新病院の整備についてですが、近年、自治体病院については、厳しい経営環境にさらされ、廃止に追い込まれる病院も後を絶ちません。倒産の危機に瀕しても、国、都道府県、近隣市町村、大学病院、だれも助けてはくれない現実を、私たちはマスコミ報道で目の当たりにしているわけです。このような時期に、市として新病院を建設する覚悟を今この場に在る全員が問われているのだと思います。莫大な借金と廃虚になった病院が残されるような状況は決して許されません。医師、看護師の確保はもとより、将来に莫大なツケを残さない、持続可能な病院経営の将来的な見通しが求められております。

先ほどもいろいろお尋ねいたしました。自治体病院としていくら厳しくても守らなければ、そもそもの存在意義が問われるような医療、例えば産科、小児科、24時間救急などがあるわけですから、感染病床のように法的義務もなく、利用もほとんどないような高額なお荷物については、きちんとした精査が必要であろうと考えます。

近隣自治体への費用負担の申し出に対し、担当課はいつも難色を示しております。政治家として市長同士で話し合いの場を持っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

看護師の給与表についても早急に取り組んでいただきたいと、いろいろな思いはありますが、協議会でもありますので、今回は要望、指摘にとどめさせていただき質問を終わります。

○出井 宏議長 これにて、池上典子議員の質問を終結します。

○出井 宏議長 約15分間、協議会を休憩します。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時56分 再開)

○出井 宏議長 協議会を再開します。

○出井 宏議長 次に、自民党清和会を代表して、千葉清司議員の質問を許可します。千葉議員。

○千葉清司議員 私は、最後から2番目でブービーであります。

まず最初に、この協議会を設置していただきました竹内市長並びに正副議長に対して、民主主義の原理原則を尊重していただきまして、心からまず冒頭の感謝を申し上げておきたいと思っております。

3点いただきましたけれども、2番だけ削除させていただきまして、1番の談合防止対策問題、それから3番の新病院の整備ということで、この2点に対して提言、要望並びに若干の質問をさせていただきます。

まず、1番目の談合防止対策の構築に向けた取り組みの進捗状況についてということであります。

今日まで、るる説明を受けましたけれども、平成19年10月22日、私もその場におりましたけれども、立ち上げられました外部有識者による第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会、すなわち外部委員会から、竹内市長に対して、本年の2月25日に第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会のこれまでの検証結果の報告についてということ提出をされました。

さらに、この4月10日には、外部委員会の提言を受けまして、庁内の談合防止対策検討委員会、すなわち庁内委員会から、またこれも市長に対しまして、談合防止対策の構築に向けた取り組みについても御報告をなされたとお聞きするところであります。

すなわち、外部委員会並びに庁内委員会とも、1つは審議会の設置、2つ目は事業費の積算等、3つ目は契約事務の取り組み、4つ目は情報公開とコンプライアンスの4点について、改善策の具体的な検討報告がなされたとお聞きするところであります。

そもそもこの談合事件は、御承知のように、司法の最高機関である大阪地検の捜査が粛々と進行中でもあり、既に御承知のように、平原元刑事の公判も明らかになり、その他関係者の社会的に迷惑をかけた道義的な責任も含めて審査の結果が待たれる状況にあります。

私どもは、この種の問題は、物的証拠の有無にかかわらず、外部委員会または庁内委員会等の段階で結論は出るものではなく、そこにかかわったとされる、また疑惑が持たれている本人以外に知る由もありません。それだけに、私どもは意識的にこの件について論を深めることを避け、この件について議会で賛同を示した議員として、その責任の重さを謙虚に受け止めるものであります。

したがって、私どもは今後、理事者が提案する病院建設を含めた諸事業については、この談合事件がなぜ起きたのかの反省に立ち、また一連の背景は何かを十二分に検証し、議会活動をすることが、私たち議員に課せられた最大の責務であると決意を新たにしております。

以下、談合防止対策の構築に向け、数点を今後の竹内市長の事業の指針のため、御提言を申し上げますので、何とぞ真摯に受け止められ、御参考になれば極めて御幸甚に存じます。

- 1つ、内部・外部委員会の在り方を再検証すること。
- 2つ、各委員会のメンバーを全員公開すること。
- 3つ、議論された内容をすべて公開すること。
- 4つ、各委員会にマスコミを入れ、公開すること。
- 5つ、検討事項の重要点は、その都度この本会議に提起し、議論を仰ぐこと。
- 6つ、重要点は必ず議会のチェックを受け執行すること。
- 7つ、市民に浸透するため、あらゆる組織、機関を通し、努力を傾けること。

以上、7点をこの談合防止対策の構築に向けた今後の取り組みについて、御提言を申し上げたいと思います。

次に、新病院の整備について、まず第1回目のお尋ねをいたします。

初めに、新病院の整備についての具体的な論議に入る前に、忘れてはならないのは、今る申しあげましたように、平成19年5月に第2清掃工場の不名誉ながら発生いたしました枚方談合事件は、日本はもとより、電波に乗って地球全体に大きな驚きと衝撃を与えたことは記憶に新しいところであります。いや、マジですよ、電波に乗っているんですよ。

そもそも談合事件の起きたその真相と背景は、多岐にわたって論議されているところがございますけれども、いまだかつて確かなその真相は定かではございません。

そこで、私どもは、正直なところ、市民を担保にし、ハード面、すなわち箱物、事業化することは決して竹内市長の行政手腕とは評価しがたく、反面、ソフト面、内部改革等々を推進することこそが知恵を結集したまことの行政手腕だと考えるところであります。この観点

に基づき、新病院の整備計画について、市民の命を守る視点に立ち、以下、建設的な御意見を申し上げますので、十二分に御理解の上、御参考にされますよう心よりお願いを申し上げます。

そこで、まず1つ、御案内のように平成13年10月を起点とする基本構想策定委員会、すなわち庁内委員会が立ち上げられました。

次に、2つ目に、平成14年9月、基本構想検討会議、これは外部の有識者8人で構成する検討会議が設置を見ました。

3つ目に、平成16年10月に基本計画検討委員会、すなわち庁内委員会が設置をされました。

4つ目に、平成18年4月、新病院整備計画策定準備委員会、すなわち院内委員会が設置を見ました。

5つ目に、平成19年1月、新病院整備計画策定委員会、庁内委員会が設置されました。

6つ目に、平成19年7月、新病院整備計画（案）が策定されました。

7つ目に、平成19年11月に新病院整備計画策定等々、長期にわたり精力的な御努力については評価をします。

御承知のように、平成20年3月の予算審議の中で、2,000万円の調査費が計上され、論議の末に最終的には決定を見ました。したがって、この調査費の用途内容について、まずお伺いします。

2つ目には、市民病院の建て替えの最大の経営的見直しを含めた最重要課題は、新病院建設位置が私どもはすべてを左右すると考えています。この点についての御答弁と、そして先ほどですね、公共施設部長の寺農部長の方から説明を受けたとき、配置計画図、その中で、公道に面したところに三角の土地がありますね。たばこ屋の自動販売機、お好み焼き屋さん、建具屋さん、それから駐車場、その隣に喫茶店かな、いずれにしても、そういう店舗の三角の土地があるんです。この土地をはっきり買収しない限り、目の上のたんこぶになると思うんですよ。この辺について、御見解をただしておきたいと思うんです。

これで、まず第1回目の質問を終わります。

○寺農 齊公共施設部長 新病院の整備についての質問のうち、調査費の用途内容について、お答えします。

新病院の整備に関する予算といたしまして2,000万円の新病院整備実施計画策定委託料を予算化いただき、現在、コンサルティング会社に委託し、新病院整備実施計画策定作業を進めているところでございます。

なお、新病院整備実施計画の内容につきましては、大きくは施設計画と事業計画に分かれ、施設計画として施設規模の検討、建物等の配置計画や内外部動線計画の作成、部門別計画の作成、基本設計と条件の整理、医療機器導入計画の作成など、また事業計画としては、事業スケジュールの作成、概算事業費の算定、起債計画の作成などであり、現在、こうした作業を進めているところであります。

次に、整備計画にかかわります配置計画図における府道杉田口禁野線に面した民有地の件でございますが、この三角地の物件につきましては、今現在、大阪府の方で枚方藤阪線ということで道路拡幅を予定して、今交渉しているところでございます。今現在お示ししており

ますのは、すべて東側の国有地の買収をもって、この病院の整備に係る面積が確保できますので、用地買収のなんて言いますか迅速性、そういった観点から国有地の範囲内で病院の建設をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○人見泰生市民病院事務局長 新病院の整備につきましては、現在の病院施設が築後40数年を経過し、老朽化も進んでおり、耐震性に大きな問題を抱えております。そういった状況を踏まえまして、新病院の整備に向けた取り組みを進めていく過程で、関西医科大学附属枚方病院の開院など、市民病院を取り巻く環境が大きく変わる中、平成17年度から18年度にかけて医療ニーズ調査を実施いたしました。その調査結果としまして、地域の医療バランスの面からも建設位置については、市の中心部に位置する現在地での周辺で建て替えることが最善であるとの外部の専門家の意見もございまして、それを踏まえて検討を重ねた結果、現在病院の東側に位置する近畿財務局枚方合同宿舍用地のうち約1万平方メートルを購入し、現有地とあわせて新病院を整備することを計画としたものでございます。

○千葉清司議員 ありがとうございます。

今、御答弁を聞き、皆さん申されたとおり、医療ニーズ調査、外部の専門家の御意見を聞いたと。私、常に申し上げているんですけども、市民とか、市民代表の議員の皆さんの意見を、この場でどれほど聞かれて執行されてきているのか、いささか疑問であります。

ましてや、165億円という市民を担保にした大事業であるんです。既に新病院整備計画策定までの経過でも触れましたようにですね、この医療ニーズを調査しましたとか、外部の専門家に意見を聞きましたと。それではね、市長さん、私はまだまだ41万市民が参画をする協働の市民病院とはなり得ないと思うんですよ。いいですか。

そういうことで、いろいろな団体があるんですよ、市内には。例えば、今一番結集されるのは各校区のもとに組織されている校区コミュニティ協議会、あるいは老人ですね、高齢化社会の病院でならんといけないと私は思っているんですよ、今度の新しい病院は。それを視野に入れたですね、そうすると、枚方市老人クラブ連合会とか、あるいは青少年健全育成を常にサイドからフォローされている青少年育成指導員の皆さんとか、あるいは民生児童委員の皆さんとか、子ども会とか、PTAとか、その他あらゆる諸団体の皆さんが校区ごとに結集されているんです。一人一人を私はやはり理解してもらうのは大変だと思います。そういう組織を十二分にやはり活用されて、一人でも多くの皆さんの意見を聴取して、そして理解を求めて、そしてやはり全員参加の病院をつくっていく。そうすれば必ず将来展望が生まれてきます。必ずこの病院ははやります。そのように私は思うからこそ申し上げているんです。

私がややもすると、千葉清司は病院反対だと言う方が、そういうキャンペーンを張る方がおります。とんでもない話ですよ。私はだれよりも病院は必要だと、公立病院は必要だと、だれよりも説いてきているんですよ。しかし、その反対か賛成の前にですね、それ以前の問題が欠如しているから申し上げているんです。

私ども、そういうことで、1つは新病院建て替えに係る調査費の問題、新病院の建設の位置、新病院の規模、新病院の内容、何度も皆さんの中でも申されましたように、5つ目は医師、看護師の恒久的な確保、言うまでもなく6つ目は財源の確保、7つ目は減価償却を含めた償還の目標、8つ目は責任の所在等々を明確にして、市民に提示して、市民と一緒に汗

を流すことこそ、私は枚方市立の公立病院だと思うんです。その作業がまだまだされてない。

市長さんね、市長さんは去年の9月に市長に就任しましたね。私は市議会議員になって14年になるんです。14年過ぎているんですね。ずっと見てきているんですよ。ですから、私の言うことは間違っていないから、信用してもらって結構です。私のこの思いも、やはり市長さん、酌み取っていただかないと立派な病院になりませんよ。行政マンの皆さんがどんどん走っているじゃないですか。何かガス欠になりますよ。走って息切れするのが見えるもん。それではいけませんから。後でまた問題提起しますけれども、こういう大事な部分がまだまだ欠けてますよということを2回目の質問で問いたいです。御答弁を頼みます。

○小池正明病院事業管理者 御質問にお答えいたします。

新病院建設に係るこれまでの経過につきましては、枚方市民病院基本構想、市立枚方市民病院基本計画、新病院整備計画の策定において、外部有識者の招聘、医療ニーズ調査、あるいはパブリックコメントを行ってまいりました。また、議員の皆様に対しましても、それぞれの時期を逃さずに市議会の協議会等の場を通じて報告を行ってきたものと認識しております。

今年度は、より具体の計画である新病院整備実施計画の策定に向けた取り組みを行っており、このたび中間報告を行わせていただいたものであります。市民の代表であります市議会議員の皆様にもさまざまな観点から御協議いただき、御意見をお聞かせいただくものでございます。

これまでもそうでありましたように、行政側が一方的に進めていくものではなく、時期を見て議員の皆様にもお示しをしながら、議会と行政が両輪となって新病院の整備に向けた取り組みを進めるなど、市民の声をお聞きしながら、また協働しながら病院建設を進めていきたいと考えております。

○千葉清司議員 やっぱりさすが小池事業管理者ですね。何か私は3回目の質問をしづらくなってしまいました。だって、そうじゃないですか。議会と行政が両輪となって、新病院の整備に向けた取り組みをこれからも進めてまいりますと。泣きますね。

この言葉を本当に聞いたかったんですよ、この言葉を。究極的には。しかし、この言葉がね、初めて出てきたんですよ。まあ、聞いたらそうだとつい言いますけども、やっぱりこの公の場で、議事録に全部残りますからね、終生。いいですか。ですから、私はね、非常にこの言葉は感銘しました。

感銘しただけじゃ済みませんので、3回目の、市長にですね、本当は質問しようと思って、きょうも役所に着くまでそう思っておったんですよ。しかし、市長に質問してもですね、市長の緊張した短い御回答しかいただかないということで、これでは私もやっぱり立場がないと思ひまして、市長への質問はやめました。その代わり市長にですね、啓示的な御提言を申し上げておきますので、よろしく願い申し上げます。

本来なら、そもそもこの種の大きなやはり事業は、枚方市の総合計画審議会が今審議中でありますけども、枚方のまちづくりの大きなデザインの中でですね、その1つとして、市民病院はどこに造るかということも含めて、あるべき姿なんですよ。しかし、残念ながら、枚方市はまだランドデザインがないんですよ。だから、取って付けたみたいな、思い付きみたいなですね、そこに山があるから登りますと、今の病院の隣が何かたまたま空いたので、

そこを買って建てますと。しかし、大分窮屈ですよ。窮屈ですよ。これから高齢化社会を迎えて、新しい時代の病院ですから、大きなやはり緑のある公園ぐらいないと格好付きませんよ。病は気から。やっぱりすごい自然環境があれば病気も治っていくんですよ。今の場所はどうですか。そういう場所はないですよ。殺伐としているじゃないですか。あたりを見渡す限り、もう公団ばかりじゃないですか。コンクリの塊。そういうところに市長が一番立地条件がいいということで、御決意されつつあるようですけども、これはつつですから。まだこの議会で何も決定したわけではございませんから、余り勝手に進まないから、後で大変なペナルティーかかりますから。本来はそういうことなんですよ。

ですから、私がここで御提言を申し上げたいのは、まずですね、環境性。いいですか、環境性。自然環境を含めて環境性をやっぱり重視せんとあかんと。環境、自然環境を含めて。

それから、もちろん利便性、経営ですから。一人でも多くの患者に来てもらわんとはいけませんから。これはやっぱり不便なところより便利なところがいいわけですよ。当たり前の話です。

それから、3つ目ですね。これからですね、今申されてますように、小児科の24時間体制、産婦人科の問題。この辺の問題を重要視する病院にしたいということですから、それはそのとおりですよ。そのためには、広域的な、少なくとも北河内7市ぐらいをエリアにしたぐらいの病院構想を市長、持たないといけないんですよ。私はそう思うんですよ。今度ね、第二京阪が22年4月1日から供用開始しますよ。そしたらね、あの側道が1号線になるんです。国道1号。そうするとね、私は心配しているんですよ。向こうの方にね、商売人も流れやせんかと。流れやせんかと。そうすると、病院の位置もね、今の申されたことで本当にいいのかと。反対、賛成じゃないんですよ。心配しているんですよ。本当にいいのかと。これが広域的にはどうなのか。

それから、将来的、今申しましたように将来がこっちから向こうに流れていくような状況があるわけですよ。本当にそれでいいのかと。一人ぼっちになって孤独感にならへんかと。

そういう環境性、利便性、広域性、将来的なそういう視点に立って、まずはやっぱり考えるべきだと私は思うんですよ。

そして、その候補地もですね、そういう視点に立って、少なくとも複数、2つとか3つをこの場で列記をして提起をされて、メリット、デメリット、およその金額、もちろん広さも含めて、2つ、3つ提起されて、さて議会の皆さんどうですかと、さて市民の皆さんどうですかと、こういう選択肢を与えるのが当たり前じゃないですか。それが今は何ですか、何かあそこありきじゃないですか。選択のしようがないじゃないですか。意見述べたら反対と言われるんですよ。そういうやり方はいかがなものなのか。ひとつ御参考にしてください。

それから、先ほど申しましたように、いろいろなね、議会はもちろんのこと、いろいろ市民の皆さんの御意見を十分に聞いてください。その方がね、後々いいんですよ、長持ちするんですよ。決して先走りしちゃいけません。市民の血税を使うわけですから。いいですか。その辺だけは重ねて申し上げておきたいし、それからですね、やっぱり造るか造らないべきかという論議もね、やっぱり選択肢の一つなんですよ。その問題もやっぱり全部パスしてきているという、そのあたりやはり経営見通しとか、財政見通しとか、医師の確保とか、看護師の確保、立地条件、規模、内容、責任の所在、そういうものが全部包まれてですね、まさ

に言われている協働の参加のまちづくりとなるんじゃないですか。協働、参加の市民病院づくりになるんじゃないですか。それで初めてゴーというふうに私は思うんであります。

そういうことで、るる申し上げましたけども、少しでも、たとえ一かけらでも、私の申し上げたことが、竹内市長のこれからの行政執行に当たって御参考になれば、大変御幸甚に存じます。ありがとうございました。

○出井 宏議長 これにて、千葉清司議員の質問を終結します。

○出井 宏議長 次に、自由民主党議員団を代表して、榎本正勝議員の質問を許可します。榎本議員。

○榎本正勝議員 時間も押し迫ってまいりましたが、最後でございますので、いましばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

まず、案件1について、御質問させていただきたいと思います。

これから特別な審議会を除いて、すべての審議会の会議録を公開をするという報告がございました。そこで、発言者の記録はどういうふうにしておとりになるのか。そして、その公開はいつから公開をされる予定なのか。そして、活字がひとり歩きをしたり、誤解を招いたりする場合がございますが、そういう危惧がございます。そういう心配はないのかについて、お尋ねをしたいと思います。

次に、案件2でございます。

仮称第2清掃工場の建築に関して、株式会社石本建築事務所が下請を使った。あるいは第三者にデータを提出するなど、守秘義務を守らなかったり、明らかに契約違反があったことがわかりました。

枚方市は、株式会社石本建築事務所に対して真相の究明を求めたところ、一度は事実と反する回答があった。非常に議会を混乱させるゆゆしき事態を招いたわけでございます。

そこで、結審しております大林組の関係者の事件、談合事件に関しまして、この株式会社石本建築事務所の関係者が証人に召喚をされ、証言をしたのは何回ぐらいあるのか、お尋ねします。

また、結果的に、起訴されずに今日に至っておるわけです。それは、不起訴になったのか、あるいは起訴猶予として起訴されるのかの2点につきまして、御質問させていただきたいと思います。

○長沢秀光総務部長 会議録の公開に関してお答えいたします。

今現在、会議録の作成に当たりましては、職員が要点を記録するなり、テープをとるなりという形でやっております。今回の改正を受けまして、同じような手法に基づいて作成をします。ただ、あと出席委員の確認も経た上で会議録として確定をしますと、このように考えております。

会議録の公開につきましては、作成次第、早いものでしたら一月程度以内では公開できるのかなど。ただ、内容によっては若干の幅が出てくるかなというふうに考えております。

それと、今回、法制室の方で、こういった形で、公開の基準等々について、現在調査も行ってやっておりますので、今、御指摘のあった分につきましては、早急に会議録の公表の基準を明確に庁内の方に広げて皆の共通のものにしていきたいというふうに考えております。

○横田 進財務部長 石本の社員が大林組の談合事件等への証言に立ったのは何回ぐらいかと

いう御質問にお答えいたします。

裁判の傍聴に行った職員の話では、裁判に呼ばれたとの情報は聞いておりません。

次に、起訴、不起訴の関係でございますが、新聞等からは立件されたとの情報は把握しておりません。

○出井 宏議長 これにて、榎本正勝議員の質問を終結します。

○出井 宏議長 以上で本協議会の協議事件は終了しました。

よって、全員協議会はこれをもって散会します。

(午後 3 時 3 1 分 散会)